

# 応援・受援において備えるべき体制

---

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

# 1. 現地調整会議（仮称）の協議事項

# 令和3年9月中間報告書における各県（指定都市）の応援隊の編成イメージ

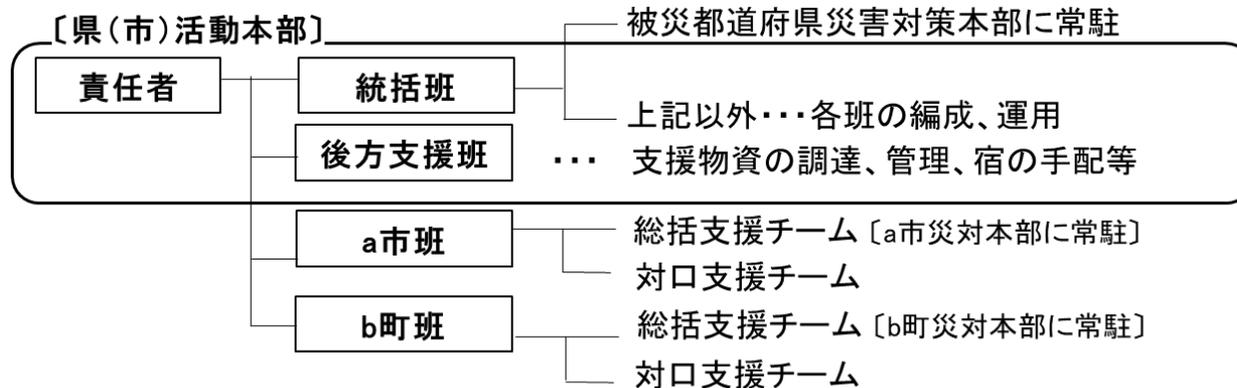
## 令和3年9月の中間報告書※における基本的な考え方

※「南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書」

### 1. 応援側の体制

- ・ 応援県等が県（市）応援隊を編成し、複数の総括支援チーム及び対口支援チームにより、複数の被災市区町村を支援する。
- ・ 現地活動本部を設置し、自県等の応援隊の運用や支援チームの後方支援を行う。

### 各県（指定都市）の応援隊の編成イメージ



#### ※応援ニーズの変化（イメージ）

- ・ 初動期  
⇒ 主に被災状況・応援ニーズの確認
- ・ 応急対応期前半（発災後1週間程度）  
⇒ 避難所運営支援、
- ・ 応急対応期後半（発災後1か月程度）  
⇒ 住家被害認定調査や罹災証明書発行等

#### 《組織》

##### ○ 県（市）活動本部

【単位】 一受援県内に各応援県・指定都市単位で設置

【拠点】 受援県の災対本部が設置される施設を拠点（県本庁、代替庁舎等）

【役割】 各自県・指定都市の支援チームの運用（例：追加派遣要請への対応、後方支援等）

#### 《体制及び役割等》

##### ○ 責任者（1名）

【役割】 複数支援チームの運用を始めとした隊全体の統制

【人材】 上記役割を担えるGADM登録者

【活動場所】 県（市）活動本部内

##### ○ 統括班（2～3名）

【役割】 派遣元との連絡調整、各班の運用等。

うち1名は連絡要員として災対本部に常駐。

##### ○ 後方支援班【現地】（2～3名）

【役割】 応援隊活動のために必要な物資の調達、宿の手配等

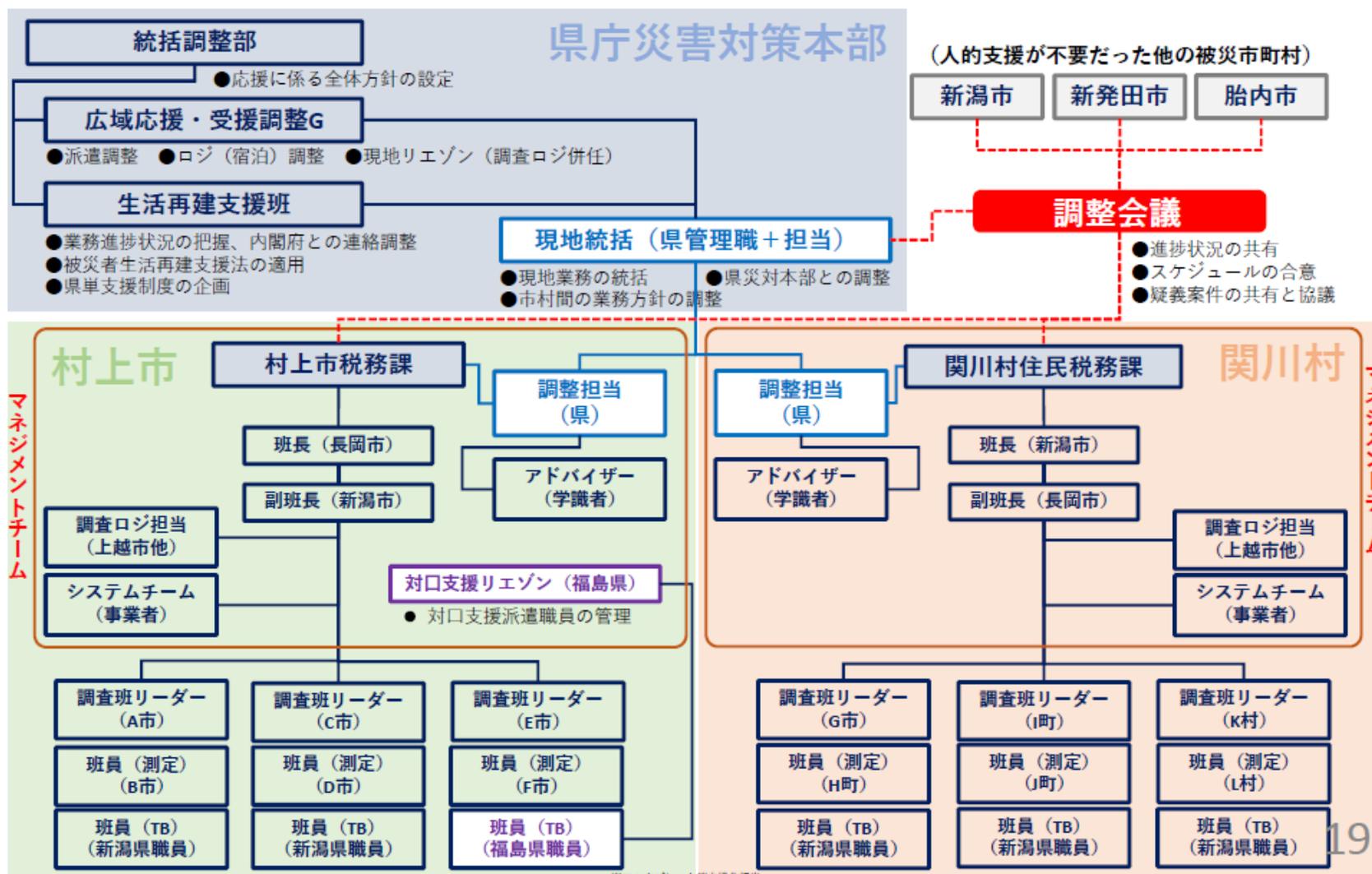
# 新潟県の事例報告

新潟県の例（県が複数の被災自治体を支援した際の現地体制図） ※本WG第4回の資料より抜粋

※被害認定調査の一時点（イメージ）

## （6）現地体制図

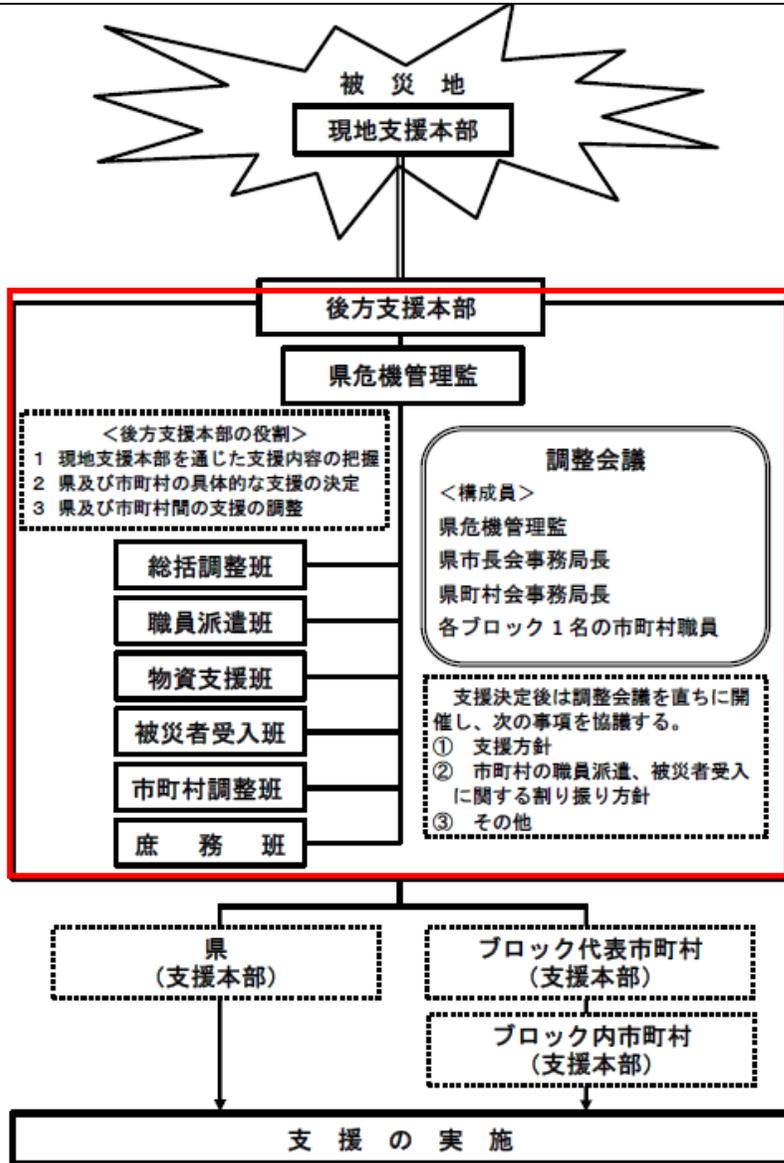
※被害認定調査の一時点（イメージ）



※TB：タブレット端末操作担当

# 長野県の事例報告

## 長野県の例（派遣元での現地支援体制） ※本WG第3回の資料より抜粋



派遣元での現地支援体制

### 4 後方支援本部各班の業務

#### (1) 総括調整班

- ア 後方支援本部の統制に関すること。
  - ① 後方支援本部の運営に関する統制
  - ② 調整会議の開催
- イ 情報の収集、整理、分析に関すること。
  - ① 現地支援本部及び各種報道等による被害状況の収集・整理（人的・物的被害、避難状況、道路・鉄道等状況、ライフライン等）
  - ② 支援が予想される市町村及び移動経路の把握
- ウ 現地支援本部（先遣隊との連絡体制の確立に関すること。衛星携帯電話、インターネット等による連絡体制の確立
- エ 支援ニーズの把握と支援内容の検討に関すること。
  - ① 現地支援本部を通じ、より具体的なニーズを把握
  - ② ニーズに適合する支援を検討
- オ 被災県等、現地支援本部、市町村間の総合調整に関すること。
  - ① 現地支援本部の人員調整、食糧・物資支援等
  - ② 支援活動に関する関係市町村との調整
- カ 支援内容の県及び市町村への割り振りに関すること。
- キ 知事会、関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 庁内連絡会議の開催に関すること。
  - 必要により関係部局等との連絡調整会議を開催

#### (2) 職員派遣班

- ア 被災県等に対する県派遣職員の選定に関すること。
  - ① 県職員の派遣については、被災地のニーズに応じて人事課と調整
  - ② 被災地のニーズ把握ができない場合は、派遣可能な職員数、職種について総括調整班と調整し、人事課と協議
- イ 県、市町村派遣職員の携行品、移動、宿泊及びサービス等に関すること。
  - ① 派遣先、移動手段、宿泊等について、現地支援本部と調整
  - ② 派遣職員に対する、派遣・サービス等に関する説明会を開催
  - ③ 現地派遣職員への各種支援

#### (5) 市町村調整班

- 市町村職員の派遣、市町村の物資の提供、被災者の受入及びその他支援に関する市町村間の総合調整に関すること。
  - ① ブロック間の調整が困難な場合は、後方支援本部調整会議で調整
  - ② 後方支援本部参集時における確認事項
    - ・ ブロック内の備蓄物資の状況
    - ・ 避難者を受入れる避難所及び受入可能人数等

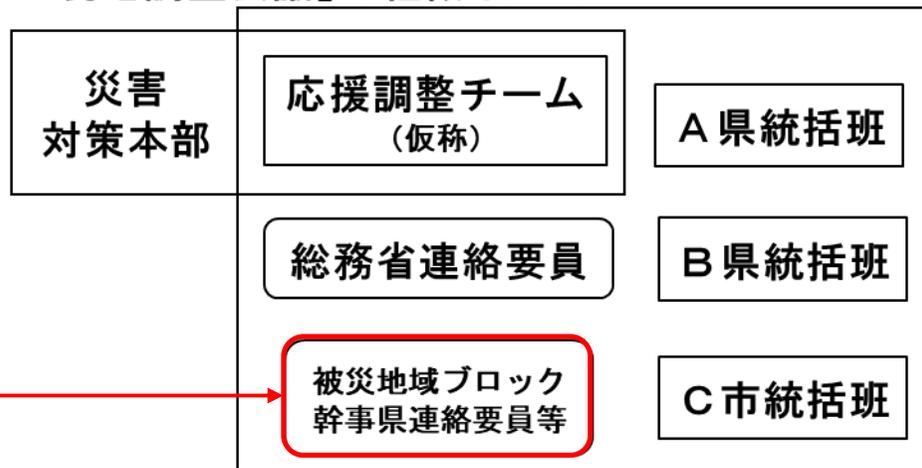
#### (6) 庶務班

- ア 後方支援本部及び調整会議の庶務に関すること。
- イ 報道対応に関すること。
- ウ 支援に関する経理に関すること。
  - 当面の支払い等の処理

## 2. 受援側の体制

被災都道府県に外部からの応援の調整等を行うチームを設け、関係団体及び応援県等の連絡要員等で構成する「現地調整会議」を設置する（会議の実務を応援県等が担うことも想定）。

### 《「現地調整会議」の組織イメージ》



### 《参考》 当時の北海道・東北ブロックの幹事県はH23秋田県、H24は山形県

「山形県の提案により、各県連絡員をメンバーとする連絡会議を3月23日から開催し、応援県の対応状況や本県からの状況報告などの情報交換を行った。山形県には連絡会議の幹事も担っていただき、応援県との調整に尽力いただいた。

連絡会議においては、県災害対策本部会議の内容を再確認するとともに、本県への応援業務の内容確認や各県においてそれぞれ実施を検討いただいた被災地・被災者の支援施策に関する情報交換及び本県から各県への避難者情報の報告などを実施している。」

(宮城県「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」

(平成24年3月)内

「第3章 災害応急・復旧対策(地震発生後6か月間の対応)

13 災害対策本部事務局に設置された関係機関連絡所」

- 県災害対策本部の中に「応援調整チーム(仮称)」を設け、総務省や被災地域ブロック幹事県等の連絡要員と各応援県等の職員から構成される「現地調整会議(仮称)」を設置し、情報の共有や必要な調整を実施

※ 応援職員を派遣するのは、被災都道府県外だけでなく、当該被災都道府県及び被害の小さい管内市区町村も想定されることから、その派遣調整を担当する部署の職員も参加。

- また、東日本大震災の際には、宮城県で、山形県の提案により各県連絡員をメンバーとする連絡会議を開催し、山形県が同会議の幹事を担うという事例があった。このように、応援県等が被災都道府県に代わって会議の実務を担うことも受援体制強化の一方策として考えられる。

協議事項：上表の体制を基本としてはどうか。また、南海トラフ地震では、地域ブロックを超え被災地域が広域に渡り、発災時から全国的な派遣調整となるが、H28熊本地震にあったような被災都道府県の役割が代替できる被災地域ブロック幹事県の連絡要員を置くこととなるのか。置けない場合には、このような役割も含めて、A～Cのうちから代表を決めて、その役割を担う必要があるのではないか。(H28熊本地震では大分県が熊本県と全体調整し、九州、関西等で対応できないものを全国知事会に応援要請等の対応を行った。)

## ■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

### ～第2段階支援(全国)の調整～

(全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 略

(確保調整本部における対口支援団体の決定)

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 都道府県(当該都道府県の区域内の市区町村を含む。)及び指定都市の職員数

(3) 都道府県(当該都道府県の区域内の市区町村を含む。)及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

(4) 前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 略

■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

～ 第2段階支援 (全国) の調整～

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数 (自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。)の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 略

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割 (当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。)について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

<まとめ> 被災地域ブロック幹事都道府県が代替できる被災都道府県の役割

1. 被災都道府県から確保調整本部に対する第2段階支援の必要性についての連絡 (第13条第1項)
2. 確保調整本部から被災都道府県に対する対口支援団体の決定連絡及び被災都道府県から被災市区町村への伝達 (第14条第2項)
3. 対口支援団体から被災都道府県に対する活動報告等 (第16条第1項)

■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

～追加の対口支援の調整～

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 略

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 略

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 略

■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

～追加の対口支援の調整～

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 略

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

<まとめ>被災地域ブロック幹事都道府県が代替できる被災都道府県の役割

1. 対口支援団体（被災市区町村との協議のうえ）から被災都道府県に対する追加の対口支援の必要性についての連絡（第17条第1項）
2. 被災都道府県から確保調整本部に対する追加の対口支援の必要性についての連絡（第17条第3項）
3. 確保調整本部から被災都道府県への対口支援団体の決定連絡及び被災都道府県から被災市区町村への伝達（第18条第2項）
4. 対口支援団体から被災都道府県への活動報告等（第20条第1項）

■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

～ 役割の代替 (総括支援チームの活動報告の集約等) ～

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

- 第25条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
  - 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割 (当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。) について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

■ 応急対策職員派遣制度に関する要綱 (抄)

～ 第1段階支援 (ブロック内) の調整 / 現地調整会議への代理参加 ～

(応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議 (以下「現地調整会議」という。) を設置するものとする。

(1) 第1段階支援に関する調整

(2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告

(3) 現地における情報収集

(4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。

3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。

4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員 (以下「現地調整会議参加要員」という。) を派遣するものとする。

5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体 (この要綱において、全国市長会にあっては市区 (指定都市を除く。)) と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。) に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。

6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。

7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。

8 略

# (参考) 各ブロック別の応援・受援県等の状況 (災害時相互応援協定ベース)

★はブロック幹事県 ■は副幹事県 括弧書きは再掲

※下表の都道府県等の区分は各ブロック知事会における災害時等相互応援協定を参考にしたもの。

(令和5年5月1日時点)

地域ブロック	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
重点受援県等 (10) (3)		(静岡県) (静岡市) (浜松市)	(静岡県) 愛知県 (三重県)★ (静岡市) (浜松市) 名古屋市	和歌山県 (三重県) (徳島県)	(徳島県) 香川県 愛媛県 高知県★(四国地域ブロック幹事県)	大分県 宮崎県
被害確認後対応県等 (19) (13)		茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 (長野県)★ 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市	岐阜県 (長野県) (滋賀県)	(滋賀県) 京都府 大阪府 兵庫県★ 奈良県 京都市 大阪市 堺市 神戸市	岡山県 広島県 (山口県) 岡山市 広島市	福岡県 熊本県★ 鹿児島県 沖縄県 (山口県) 北九州市 福岡市 熊本市
即時応援県等 (18) (4)	北海道★ 青森県 岩手県■ 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 札幌市 仙台市 新潟市	栃木県■ 群馬県 埼玉県 さいたま市	富山県 石川県 (福井県)	(福井県)	鳥取県■ 島根県★(中国地域ブロック幹事県)	佐賀県■ 長崎県

# (参考) 各ブロック別の応援・受援県等の状況 (応急対策職員派遣制度の要綱ベース)

★はブロック幹事県 ■は副幹事県

下表の区分は応急対策職員派遣制度に関する要綱に定める別表※2によるもの。

(令和5年5月1日時点)

地域ブロック	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
重点受援県等 (10) (3)			静岡県 愛知県 三重県★ 静岡市 浜松市 名古屋市	和歌山県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県★(四国 地域ブロック幹 事県)	大分県 宮崎県
被害確認後対 応県等 (19) (13)		茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市	岐阜県 長野県★(関東 地方知事会と関 東地域ブロック 幹事県)	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県★ 奈良県 京都市 大阪市 堺市 神戸市	岡山県 広島県 山口県 岡山市 広島市	福岡県 熊本県★ 鹿児島県 沖縄県 北九州市 福岡市 熊本市
即時応援県等 (18) (4)	北海道★ 青森県 岩手県■ 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 札幌市 仙台市 新潟市	栃木県■ 群馬県 埼玉県 さいたま市	富山県 石川県	福井県	鳥取県■ 島根県★(中国 地域ブロック幹 事県)	佐賀県■ 長崎県

## 2 応援体制の実効性確保

# 中間報告における応援隊(イメージ)の実効性確保のための対応方針案

## 【南海トラフ地震ワーキンググループ協議における基本方針第3-2(3)】

- 大規模地震に対処するために必要な応援体制・受援体制の組織のあり方を検討するため、現在、災害対応において機能している応援体制・受援体制の優良事例についてヒアリングや意見交換等を実施する。その際、南海トラフ地震の特徴(例：被災範囲が広範囲、通信障害の可能性、死傷者の想定が多数)を踏まえ、既存の各体制に加えて備えるべき事項の議論を行う。

- 南海トラフ地震の特徴を踏まえ、中間報告における応援隊(イメージ)に実効性を持たせるためには、平時より応援側の災害対応能力向上のための取組や受援体制整備の徹底が求められるのではないか。

## 南海トラフ地震の特徴(例：被災範囲が広範囲、通信障害の可能性、死傷者の想定が多数)とその対応案

南海トラフ地震では、

- 膨大な応援ニーズが発生するため、応援県は県内市町村と一体となって最大限の支援を行うことが不可欠となるため、市町村長の理解と協力を含めた市町村との平時からの連携が重要ではないか。
- 死傷者が多数発生し職員自体も被災。特に被害が甚大な市町村では被災市町村が主導して災害対応業務を行うことが困難になるおそれもある。こうした際に、外部支援が主導して支援することも求められるのではないか。
- 応援側が膨大な応援ニーズが発生し、支援期間の長期化が想定されるため、円滑に応援派遣を継続的に行うための運用上の取組が重要ではないか。
- 甚大な被害による行政機能の停止や通信手段の断絶等から、被災市区町村から応援要請が来ない場合や、被害状況の把握ができない場合が想定されるため、引き続きGADMの確保とともに育成も推進していく必要があるのではないか。
- 規模の極めて大きい地震被害は外部支援の存在が欠かせないため、被災市町村が応援職員を受け入れるための体制整備を徹底させる必要があるのではないか。

## 応援体制の事例報告の概要と対応案の方向性案

- 基本方針を踏まえ、応援体制について各地域ブロック幹事県等より推薦いただいた都道府県又は指定都市の中から、長野県、東京都、新潟県、熊本市における取組事例を本ワーキンググループ（第3、4回）において、各団体より紹介いただいた。

これらの取組みや本WGでの意見も参考に、南海トラフ地震の特徴を踏まえた体制構築や運用上の取扱いなど、必要な対応については、各地域の実情を踏まえ、各団体が主体的に創意工夫を重ねながら取組みを進めていくべきではないか。

### 応援体制の各事例報告の概要

- 長野県の事例においては、県外支援に特化した協定を締結し、先遣隊や後方支援本部の構成員に市町村職員を加え組織するなど、県内市町村と一体となった支援体制の構築。また、運用面でも支援決定から終了までのプロセス、先遣隊や後方支援本部等における業務、組織や装備などを定めた具体的なマニュアル等の紹介があった。

- 東京都の事例においては、応援派遣を行う上で必要な運用面の取組についての紹介があった（先遣隊等による現地での派遣ニーズの確認、フェーズの移行や派遣規模拡大に伴う後発隊の派遣調整準備、派遣前研修、派遣職員の心のケア、引継ぎ等）。

- 新潟県の事例においては、県内外の被災自治体への人的応援に係る調整手続等を明確に定め、被災自治体への迅速な応援を実現することを目的に相互協定を締結。また、被災者再建支援業務の標準化の取組とともに、県内市町村との研修を通じた平時からの関係づくり等の紹介があった。

- 熊本市の事例においては、令和2年7月豪雨災害にあった人吉市に対し、全面的な支援を行う熊本市の応援本部態勢等の紹介があった。

# 応援体制の事例報告の概要と対応案の方向性

(参考) 本WGでの各構成員からの意見

## ○ 都道府県職員と市町村職員との連携

応援職員に占める市町村職員が、非常に大きなポジションとなる。都道府県側が応援に行く場合にも、応援のメインプレイヤーは市町村の職員ということで、どのように都道府県職員が市町村職員と連携するのかが重要である。そういうことでは、長野県における都道府県を越えた応援が必要なんだという認識を県内市町村の首長と共有するというのは手続きとして非常に有効と思う。

## ○ 市町村との平時から信頼関係構築

本県では、県内市町村と一緒に応援に行ってくださいというお願いをする場合は、応援経験自体が自らの自治体における被災時の対応力の向上や経験値の蓄積につながるという自分たちのためにもなるという認識で行ってくださいとお願いしている。

また、平時の取り組みとして、毎年、県が県内の市町を回り、それぞれの市町の防災における課題を聞いたり、県から伝えたい内容を伝えたりして市町の防災力向上を継続的に実施している。いずれにしても平時から信頼関係を築くことが重要なのではないかと思う。

## ○ 首長の理解

本県では、各種会議の場などを通じて、平時から防災の重要性、相互応援の重要性について知事から各市町村長にお願いをしている。

## ○ 市区町村との連携強化の取組

都では、区、多摩部、島しょ地域が、それぞれのところで協定を結んでいたが、それを包括的に応援できるような協定を都内の区市町村と結んだ。

## 長野県の例

### 県内市町村と一体となった支援体制の構築（県外支援に特化）

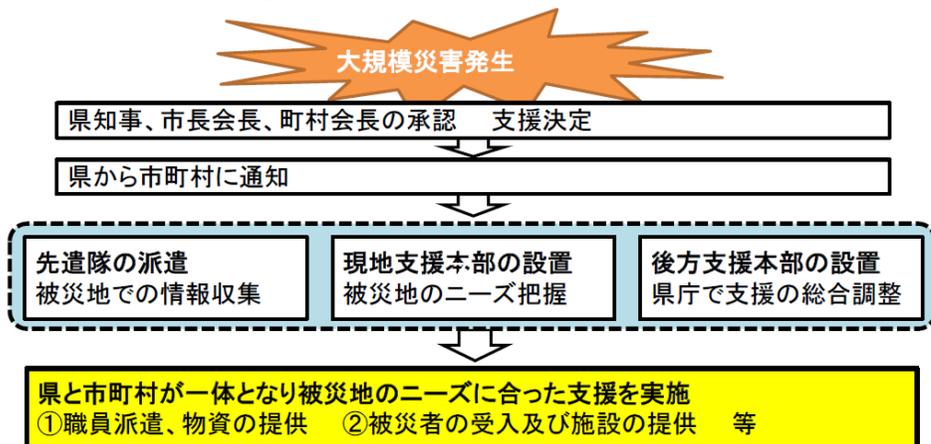
<協定に基づくもの>

#### 県と管内市区町村との連携に関するルール作り

資料2(長野県)

#### 災害時における他県への支援体制 長野県合同災害支援チーム（チームながの）

県外で大規模な災害が発生した場合に、長野県と県内市町村が一体となって被災地を支援する。



#### 先遣隊派遣(H25.6.12訓練)

##### 先遣隊の派遣

- ◆被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣
- ◆県職員とブロックを代表する市町村職員で構成
- ◆被災県等における情報収集を実施

#### 後方支援本部設置・運営(H25.8.9訓練)

##### 後方支援本部の設置

- ◆原則として県庁内に設置
- ◆関係する部局の県職員及び各ブロックを代表する市町村職員で構成
- ◆職員派遣、物資提供、被災者の受入れ等を調整

#### 詳細なルール『長野県合同災害支援チーム運営マニュアル』

( ) 補足

- I 支援の実施又は終了の決定（基本方針第2の3）
  - ・ 支援決定・支援終了のプロセス、県から市町村への通知文例
- II 先遣隊の派遣（基本方針第3の1）
  - ・ 先遣隊を派遣するケース
  - ・ 先遣隊派遣の連絡・調整（調整主体・方法）
  - ・ 先遣隊派遣当番ブロック、先遣隊職員の交替
  - ・ 使用車両、装備品
  - ・ 経費等（被災県へ請求するもの、各自治体負担、個人負担を整理）
- III 現地支援本部の設置（基本方針第3の2）
  - ・ 現地支援本部の設置場所・組織
  - ・ 現地支援本部の装備
- IV 後方支援本部の設置（基本方針第3の3）
  - ・ 後方支援本部業務のイメージ
  - ・ 後方支援本部の設置場所・組織
  - ・ 後方支援本部各班の業務
  - ・ 職員派遣及び物資提供の調整
  - ・ 職員派遣の割振り（ブロックごとの順位で派遣）
  - ・ 職員派遣の期間（原則7日間）

⇒ 支援先が市町村の場合、市町村運営を把握する市町村職員が先遣隊や後方支援本部等にいることは、支援や情報収集がしやすいメリットがあるとの意見。

## 東京都の例

### 応援派遣における運用上の取組

#### 【現地での派遣ニーズの確認】

⇒ 災害対応に慣れてない被災自治体では、何の業務にどの場所に人員が必要か、発災初期では把握できていないことがあることから、防災担当部署を中心に先遣隊による現地調査及び第一陣を速やかに編成し、適所に職員を配置するため、現地調査職員、情報連絡員、リエゾンを早期に派遣。

#### 【派遣調整の準備】

⇒ 人員調整部署に現地の状況を伝えて、派遣規模が拡大することが見込まれる場合には次期以降の早期の準備。なお、派遣の打診から実際に派遣するまでに時間的猶予がないため、状況を判断できる職員や運転免許取得者を派遣職員に組み込むことにも留意が必要。

#### 【派遣前研修】

⇒ 区市町村業務の実務を理解する都職員は限定されるため、派遣前に、防災部署の業務担当者から資料や動画で説明（建物被害認定調査については内閣府の動画や資料を活用）。さらに、派遣前に現地情報を把握する防災担当部署が派遣者に対し事前説明※を行い、応援業務に集中できるよう準備。また、派遣経験者や実務を理解する職員の協力を得て、派遣の経験や実務のポイントを伝達。

※現地での食料の調達状況や地勢等、職員のメンタルヘルスも注意喚起。

#### 【派遣事務】

⇒ 宿泊場所や交通手段、持参する物品等の確保。現地報告による環境の変化等における派遣者の心のケアの確認が必要。

#### 【引継ぎ】

⇒ 現地での引継ぎ及び事前説明は、派遣者を送り出した後も、被災地の変化する状況を随時把握して、次の派遣者へ渡す情報をアップデートする。住家被害認定から罹災証明書の発行にフェーズが移って応援ニーズが変わることもある。

## 新潟県の例

### 災害対応業務の標準化

#### 災害時に被災自治体が直面する課題

- 業務量が膨大となり、被災市町村のマンパワーの限界を超える
- 発災時に何を行えばよいか分からない
- 業務の全体像が見えないため手戻りが発生
- 受援が必須となるが、応援職員を的確に活用できない

#### ※標準化とは？

一定のメンバーの合意を得て規格(仕様書)を制定し、当該規格を普及する行為。  
(経済産業省)

### 生活再建支援業務を「標準化」する

#### 標準化に向けた3つの取組

- 取組1：ノウハウの整理 —業務のガイドラインの整理—  
⇒災害対応経験のある県・市町村職員による、ワーキングチームを設置し、過去の災害の振り返りと業務の手順を検討
- 取組2：業務の体制づくり —システムツールの導入と応援体制の整備—  
⇒県と市町村による協議会を立ちあげ、業務効率化のためのシステムツールの導入と応援体制の枠組み作りを検討
- 取組3：経験値の蓄積  
⇒県外の被災地へ積極的に支援に出向き、業務の経験値を蓄積

### 県内市町村との研修を通じた平時からの関係づくり

#### 「チームにいがた」災害対応業務研修

- 市町村の業務リテラシーの向上と円滑な応援・受援の観点から業務に関する知見を互いに共有・共通認識化することを目的に、「チームにいがた」災害対応業務研修を企画。

#### 被災地における業務研修

- 現地研修は、調査員間の調査レベルの統一を図り、災害における被害の状況等を共有するもの。  
※水害の被害認定調査の方法、実際の現場状況を踏まえた調査手順、班の役割分担の決定、担当調査地区の現地確認、班単位で調査計画の検討(作戦会議)等

### 県内市町村との連携した支援体制の構築 (県内外に適用)

- 県と県内30市町村**で、大規模災害時における県内自治体間の相互応援体制を構築するとともに、県内外の被災自治体への人的応援に係る調整手続等を明確に定め、被災自治体への迅速な応援を実現することを目的に、H31年3月に**相互協定**を締結。

#### (趣旨)

- 県と市町村が「チームにいがた」として連携して被災市町村への人的支援を行う。
- 応急対策職員派遣制度(対口支援)に基づく県外応援にも適用

#### (応援対象業務)

- 県内支援原則として、他の仕組み(DMAT、他協定等)が対象としない業務(避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明書発行等)のうち、被災市町村が必要とする業務
- 対口支援国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務

#### (応援期間)

- 短期(発災日から1月程度)を原則とする

#### (県の役割)

- 先遣隊等の派遣、情報収集、応援調整等

#### (市町村の役割)

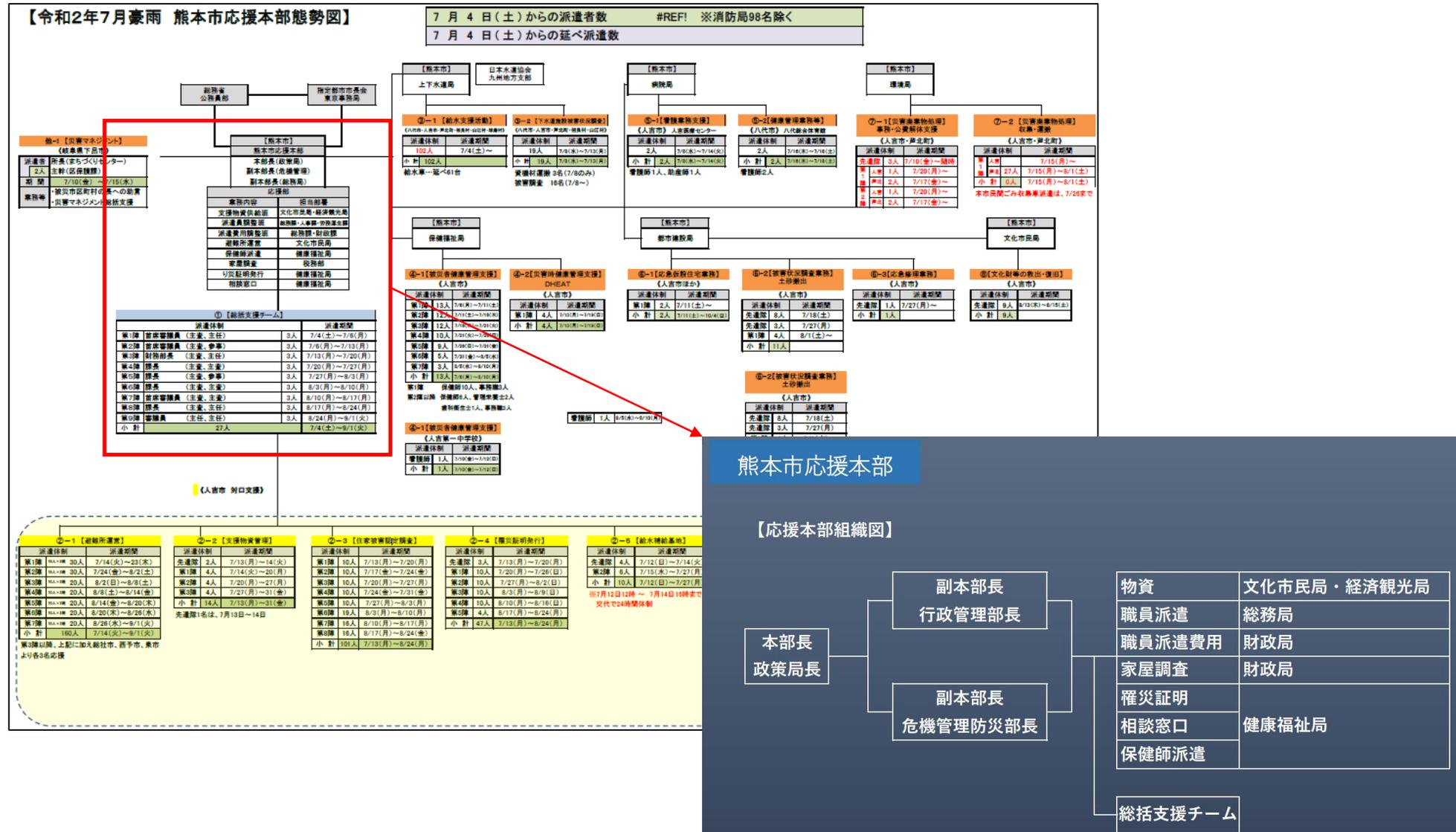
- 応援要請等があった場合は、応援への参加を検討する

#### (経費負担)

- 県内応援: 応援側負担(救助法に基づき求償できる費用を除く)
- 県外応援: 国要綱又は個別協定等の規定による

# (参考) 事例報告のポイント

## 熊本市の例



※本事例報告のポイントは各事例報告の内容をもとに応援派遣室が独自に作成したものです。

### **3. 重点受援県内の被災市町村 受援体制の整備の推進**

# 重点受援県内の被災市町村受援体制の整備推進の方向性案

- 各重点受援県における管内市町村の受援計画の策定状況について、第1回のWGでの「応援体制及び受援体制の報告依頼」に基づき、内閣府の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」で定める受援対象業務を基本に、各重点受援県より報告いただいた。

## (参考) 報告事項

### 1. 庁内全体の受援調整

(1) 庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者） (2) 左記の担当者の2名以上選定 (3) 左記の担当組織（担当者）の役割

### 2. 各受援対象業務

①災害マネジメント、②避難所運営、③支援物資、④災害廃棄物の処理、⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付、⑥被災者支援・相談ごとの、(1)受援担当者の選定、(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理、(3)執務スペースの確保、(4)業務に必要な資機材の準備

## 1. 受援体制の整備状況

報告内容は25頁～31頁を参照。

## 2. 方向性案

- 過去の災害においては、受援体制が不十分であるため、応援職員の力を十分に活かすことができなかった事例や、受援担当を定めていなかったために派遣要請や、その後の調整で混乱が生じた事例もある。
- 東日本大震災を大きく上回る被害が想定される南海トラフ地震においては外部支援が不可欠となるため、重点受援県においては、本WGでの意見も参考に、引き続き、管内市町村に対し、実効性のある受入れ体制の整備を推進していくことが求められる。なお、総務省は地方公共団体の受援体制に関するガイドライン等を作成した内閣府（防災）に協力し、重点受援県に対して必要な支援を行っていくべき。

# 重点受援県内の被災市町村受援体制の整備の推進

## (参考) 本WGでの各構成員からの主な意見

### ○ 市町村の受援計画策定が進まない理由

町や村といった規模の小さな団体の策定がなかなか進まない状況にある。町や村では、防災担当の職員が大体1人か2人であり、その方が他の仕事も兼務しており、手が回らないといった市町村からの意見があった。

災害の規模に応じて柔軟に対応するために明確に定めていないというような意見が多くあった。あらかじめ定めておくことは必要であるけれども、南海トラフ地震の場合と西日本豪雨の場合、通常の台風等の対応の場合では、各種のステージがあると思われる。それを十把一絡げ（じっばひとからげ）にして受援計画を設けておらず、その辺りが課題というように、市町村からは聞き取っている。

### ○ 市町村の受援計画策定等に向けた県の取組み

本県内市町村の受援計画の策定に向けては、知事の号令のもと、県庁内の全庁組織による南海トラフ地震対策推進本部会議において、3年毎の目標を立てそれを達成しようと順次取組を進めてきた結果（市町村受援計画の高い策定率を確保）である。また、もう一つは、県内5つの地域に分け、各地域に常設の防災の地域本部を設けており、その地域本部の防災職員が市町村との間に入り取組を進めてくれた部分がある。今後は、地域本部あるいは各部局と連携して、計画の実効性を高めていくことが求められていくと考える。

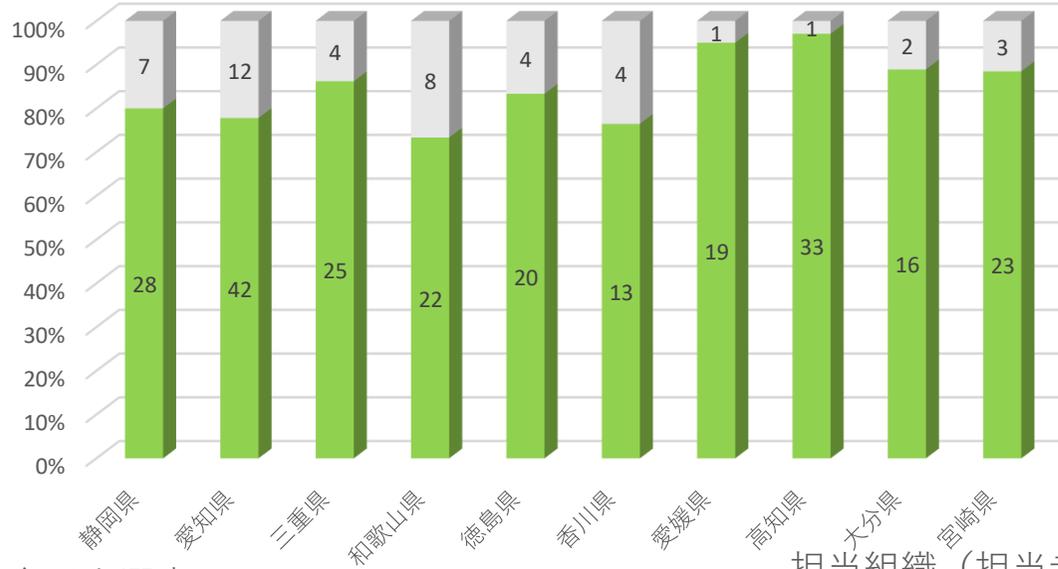
# 重点受援県内市町村の受援体制①

## ○ 庁内全体の受援調整

庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）

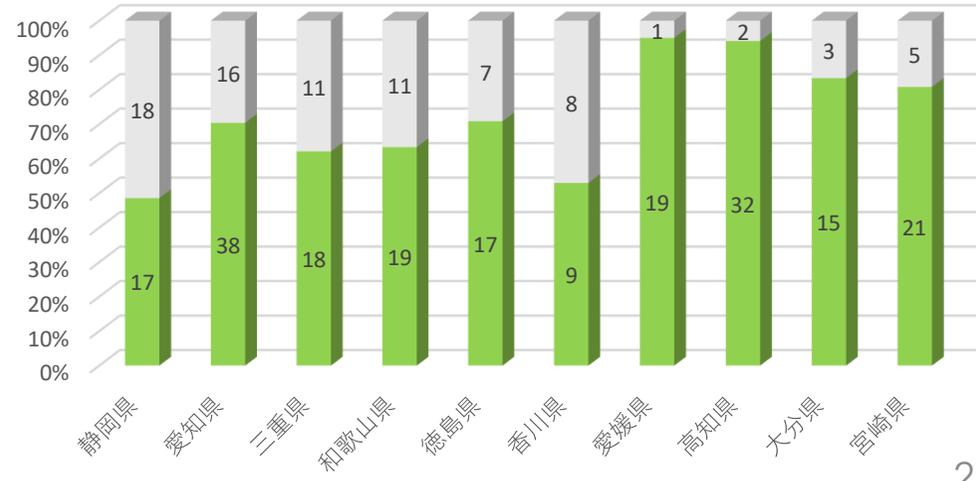
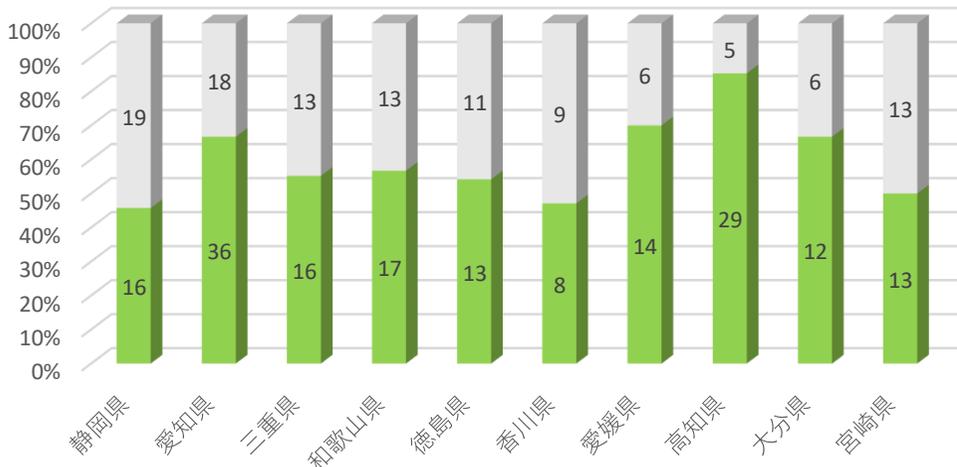
■ 定めていない（上段）  
■ 定めている（下段）

※単位：市町村数



担当者の2名以上選定

担当組織（担当者）の役割



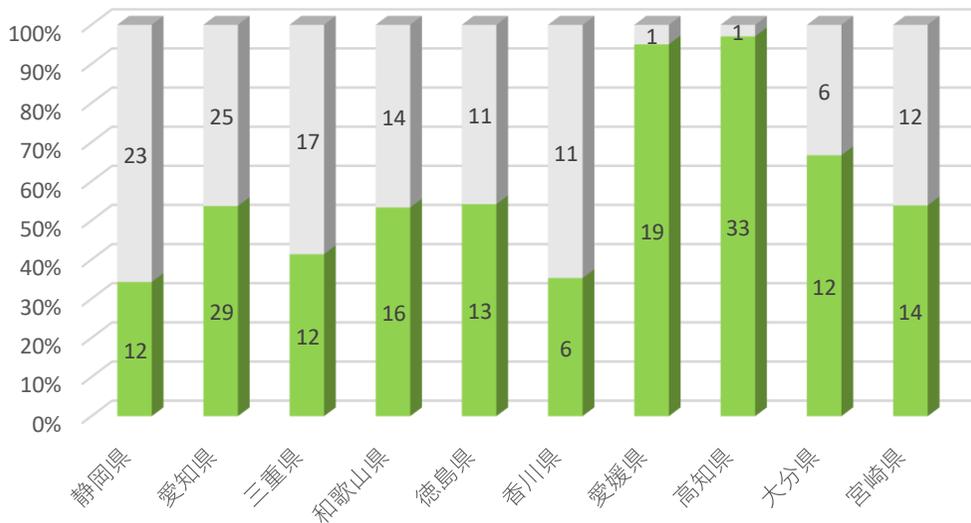
# 重点受援県内市町村の受援体制②

## ○ 災害マネジメント

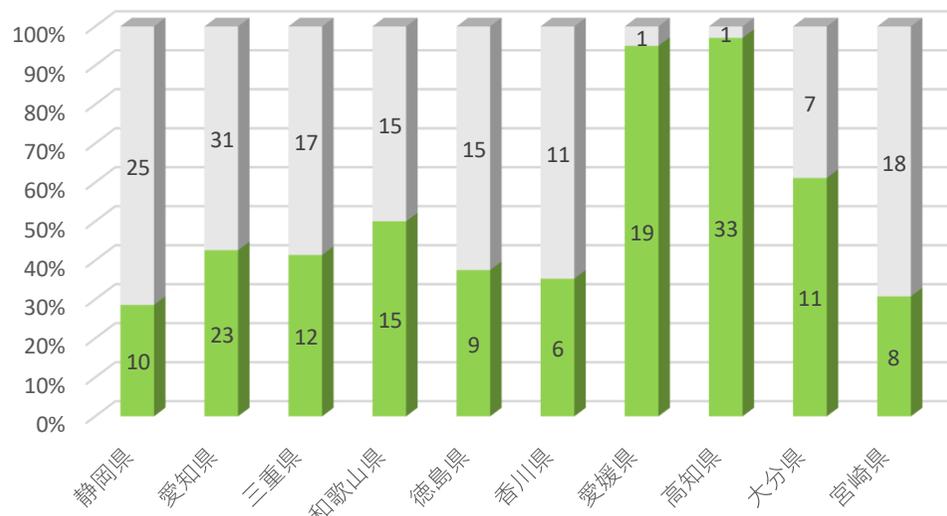
■ 定めていない  
■ 定めている

※単位：市町村数

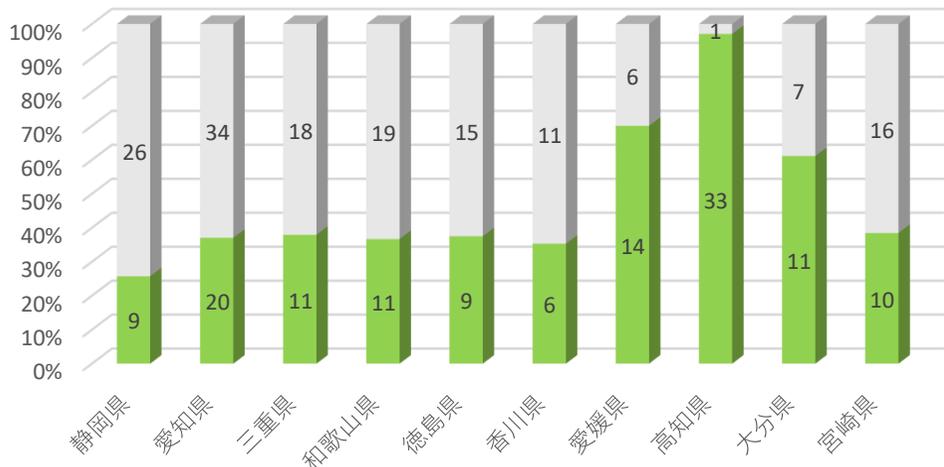
担当組織（担当者）の役割



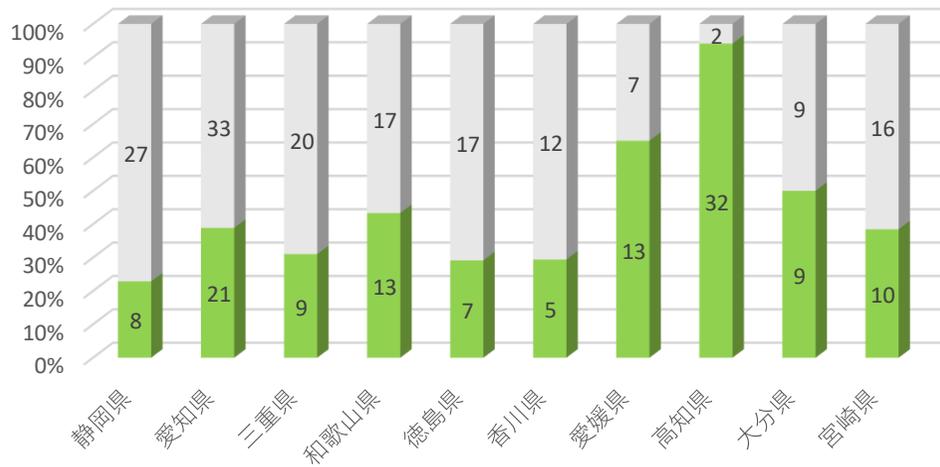
応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保



業務に必要な資機材の準備



# 重点受援県内市町村の受援体制③

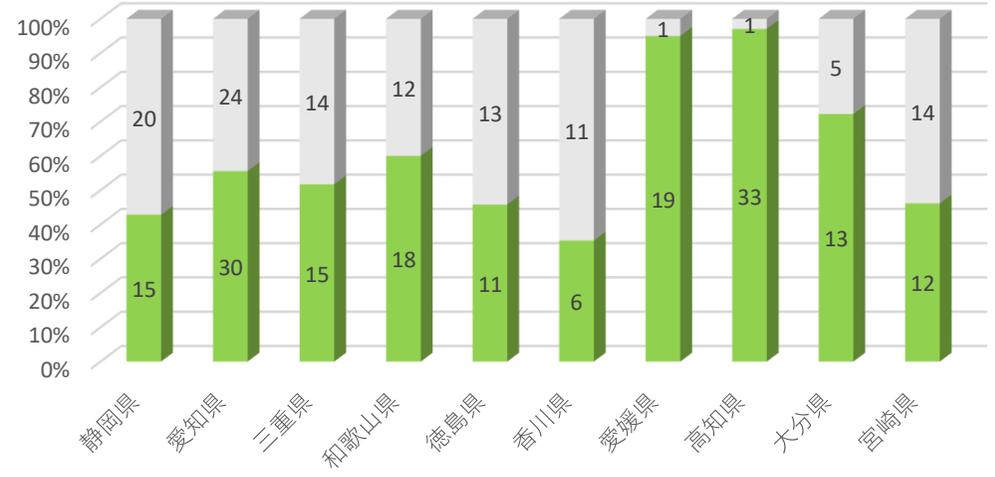
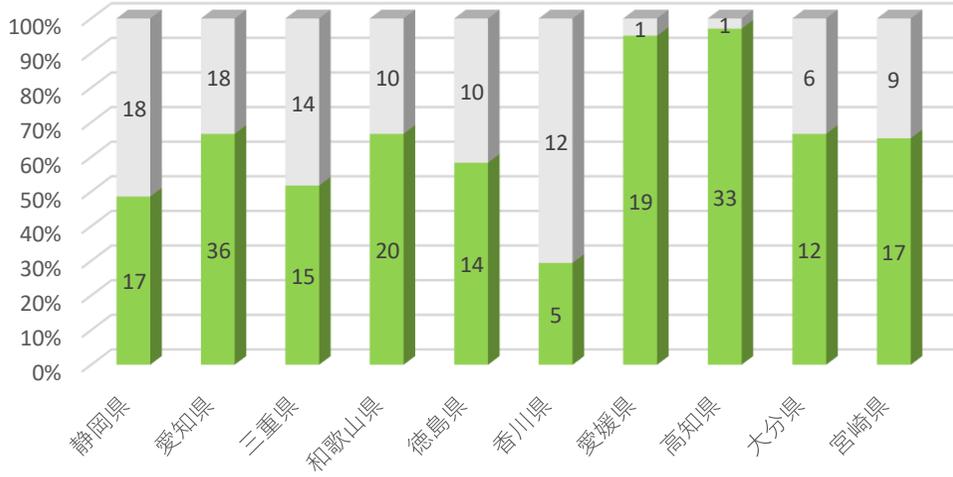
## ○ 避難所運営

定めていない (上段)  
 定めている (下段)

担当組織 (担当者) の役割

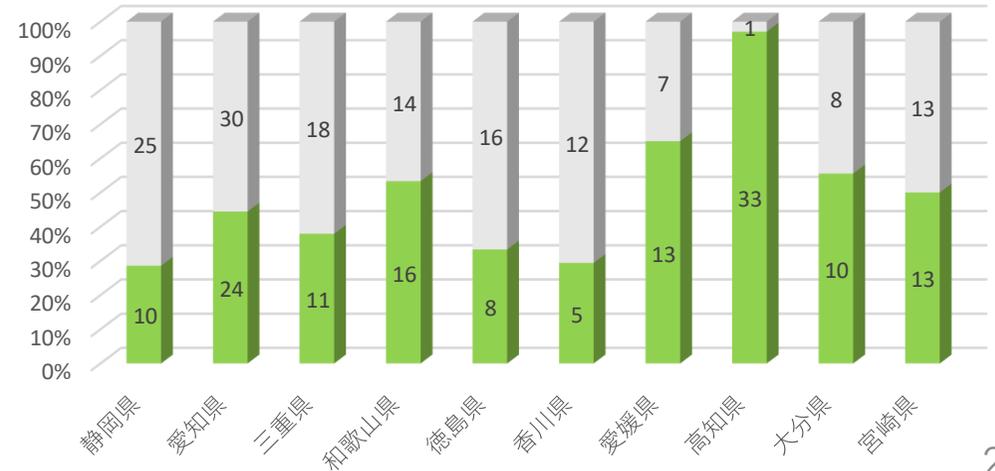
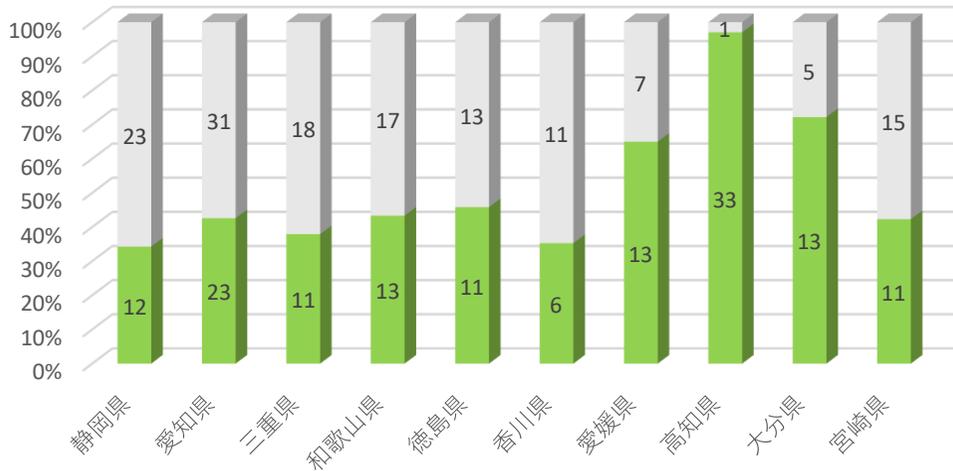
※単位：市町村数

応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保

業務に必要な資機材の準備



# 重点受援県内市町村の受援体制④

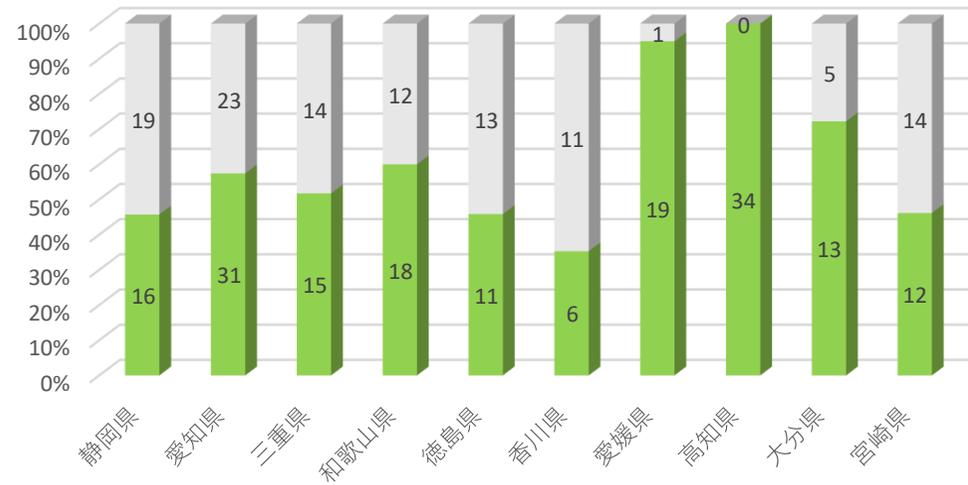
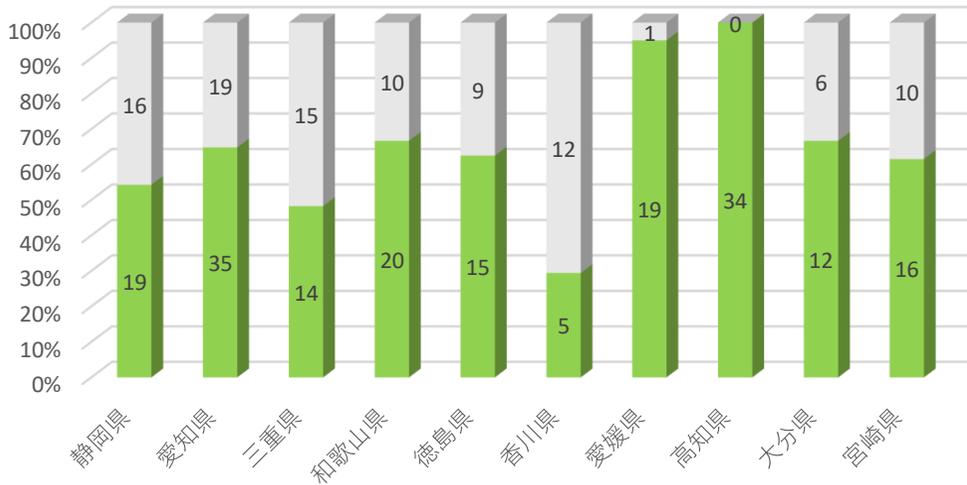
## ○ 住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

■ 定めていない (上段)  
■ 定めている (下段)

※単位：市町村数

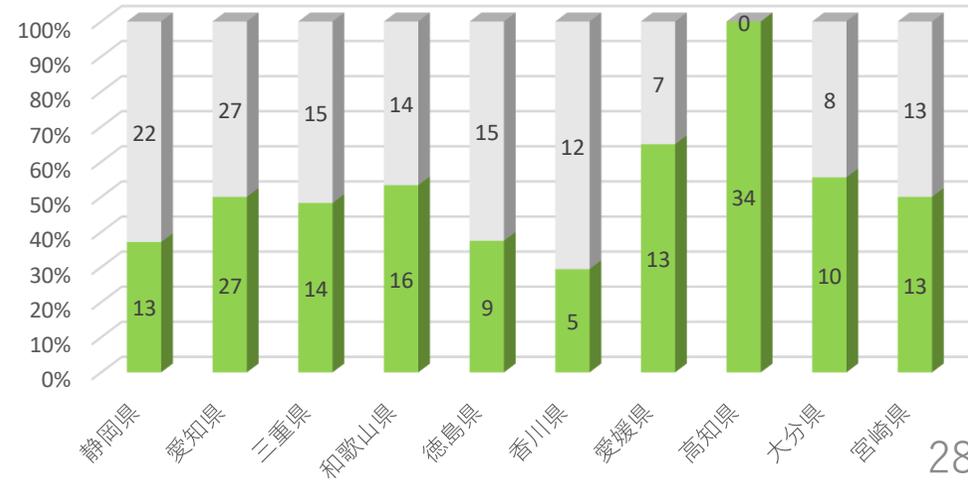
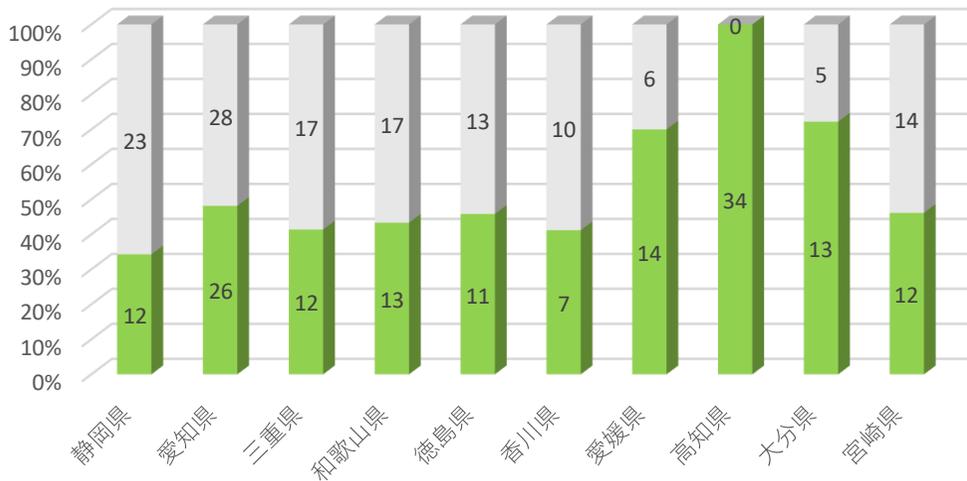
担当組織 (担当者) の役割

応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保

業務に必要な資機材の準備



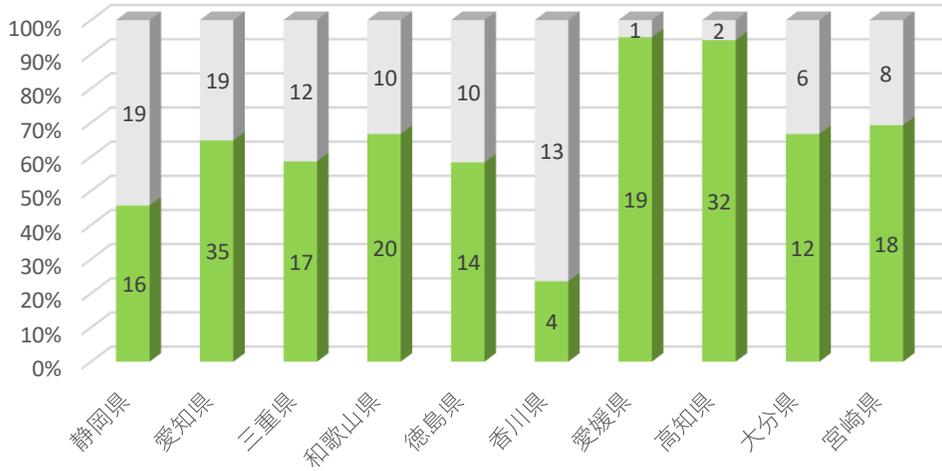
# 重点受援県内市町村の受援体制⑤

## ○ 支援物資

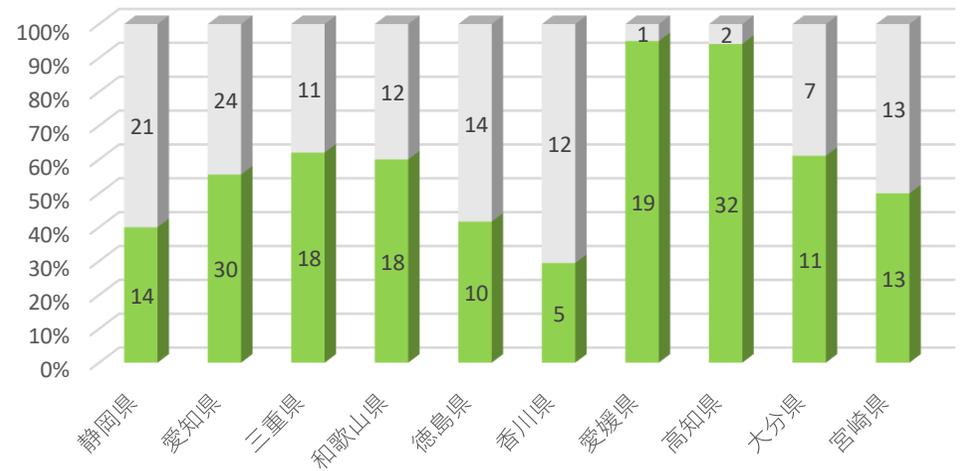
定めていない (上段)  
 定めている (下段)

※単位：市町村数

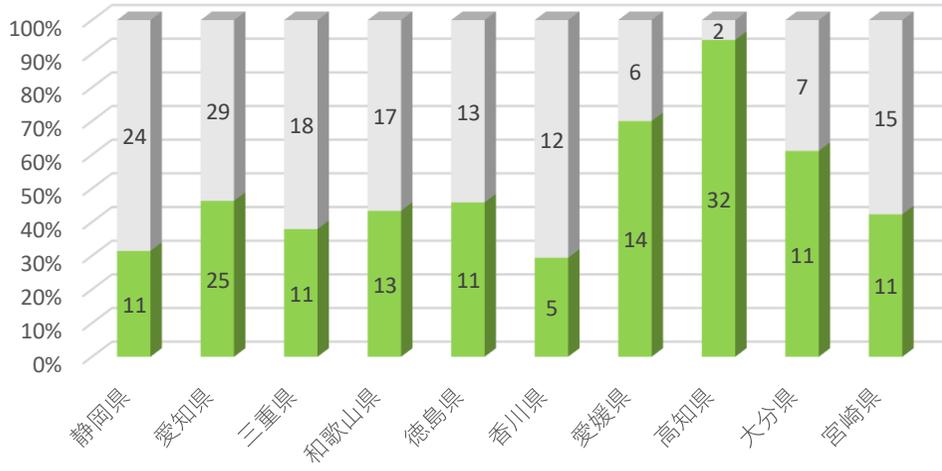
担当組織（担当者）の役割



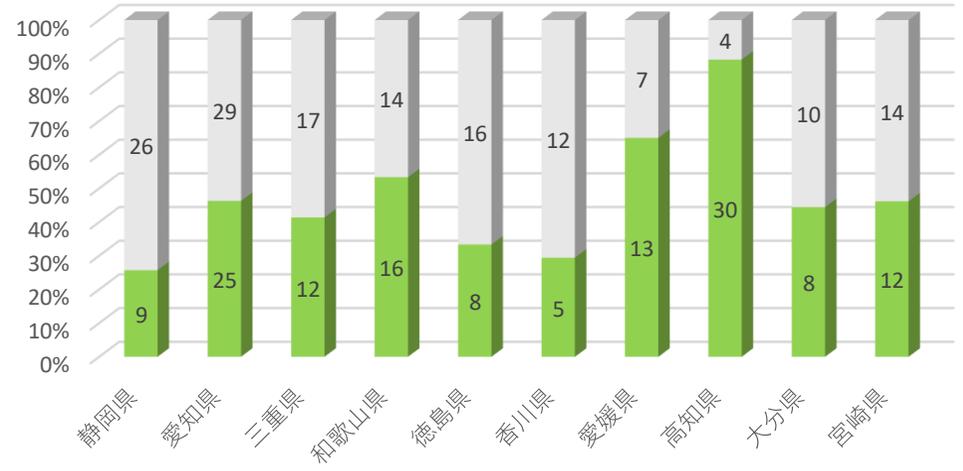
応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保



業務に必要な資機材の準備

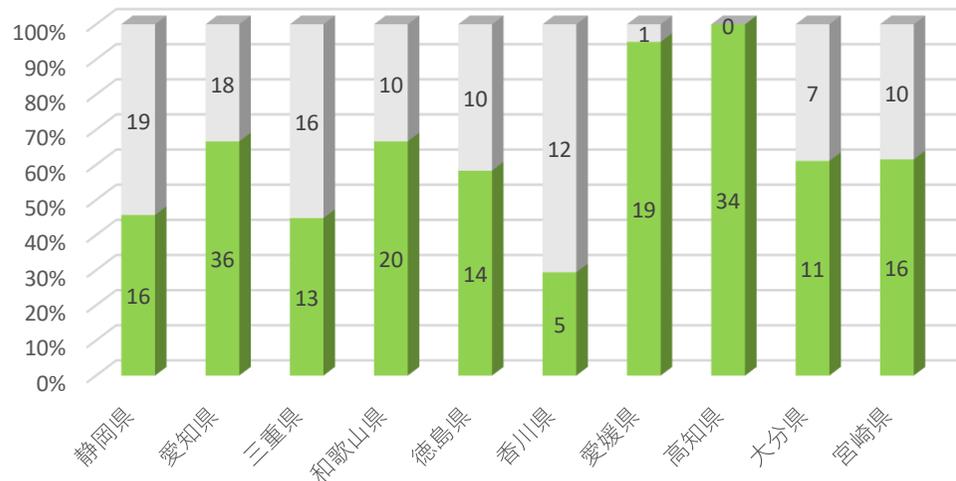


# 重点受援県内市町村の受援体制⑥

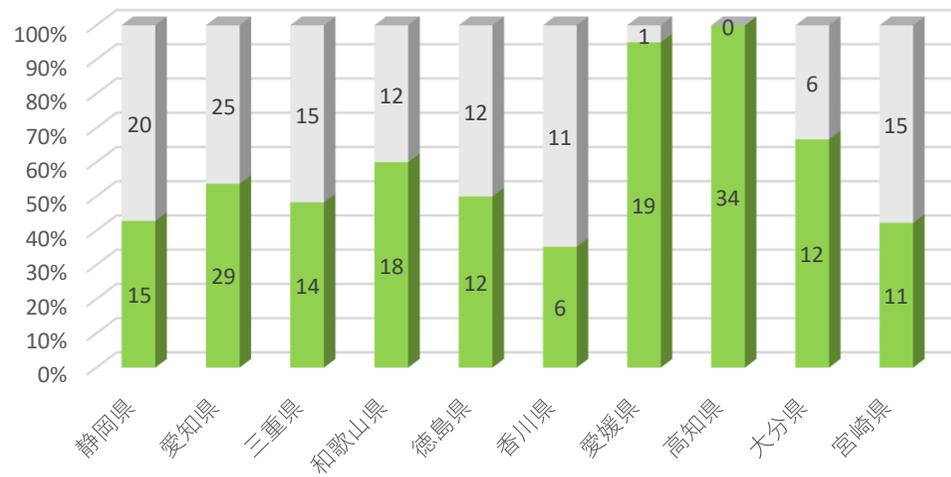
## ○ 災害廃棄物の処理

■ 定めていない (上段)  
 ■ 定めている (下段)  
 ※単位：市町村数

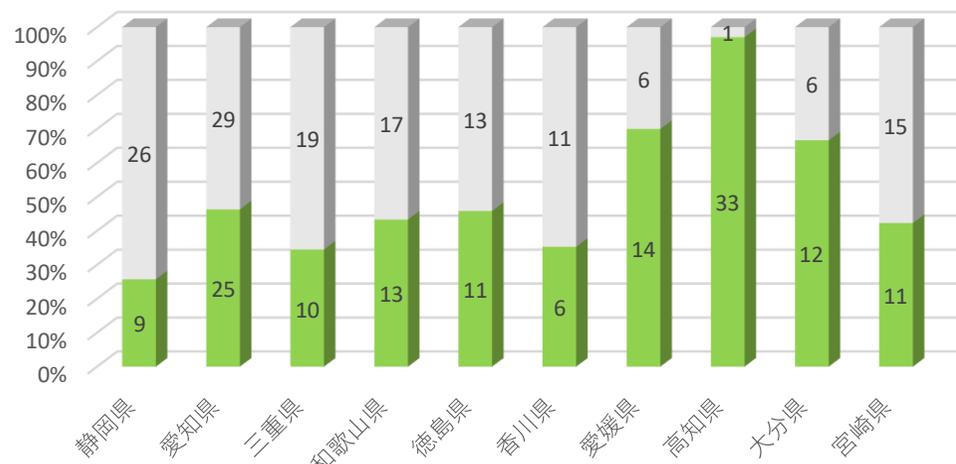
担当組織（担当者）の役割



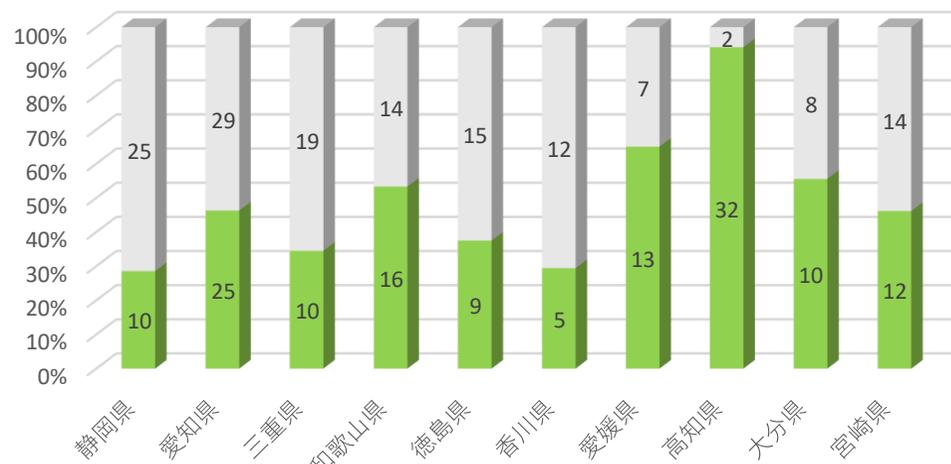
応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保



業務に必要な資機材の準備



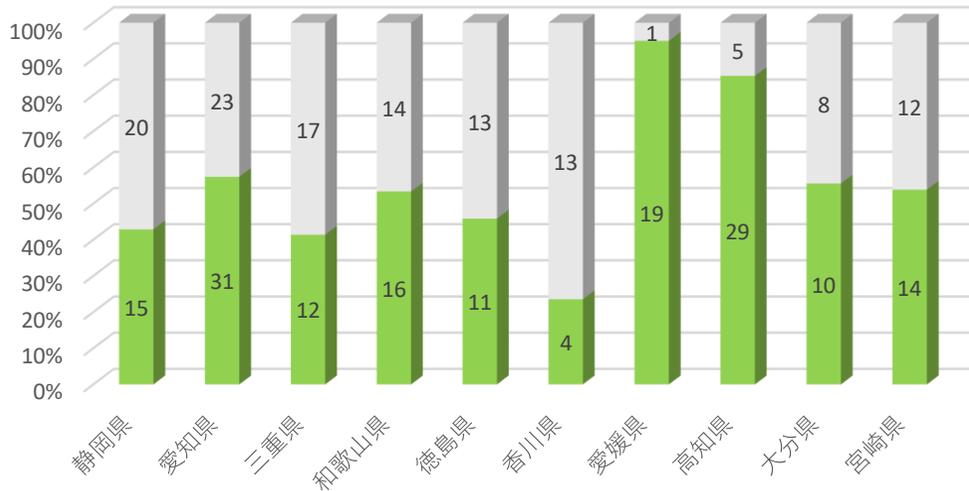
# 重点受援県内市町村の受援体制⑦

## ○ 被災者支援・相談

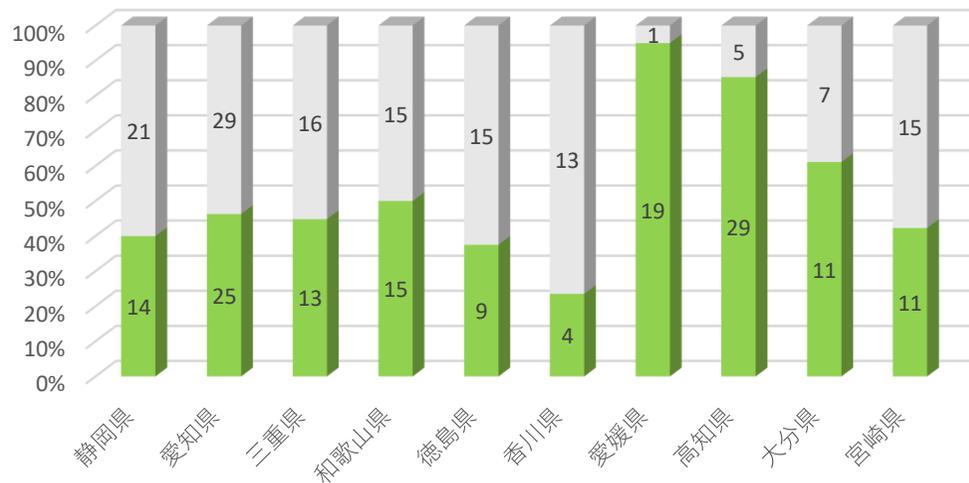
■ 定めていない (上段)  
■ 定めている (下段)

※単位：市町村数

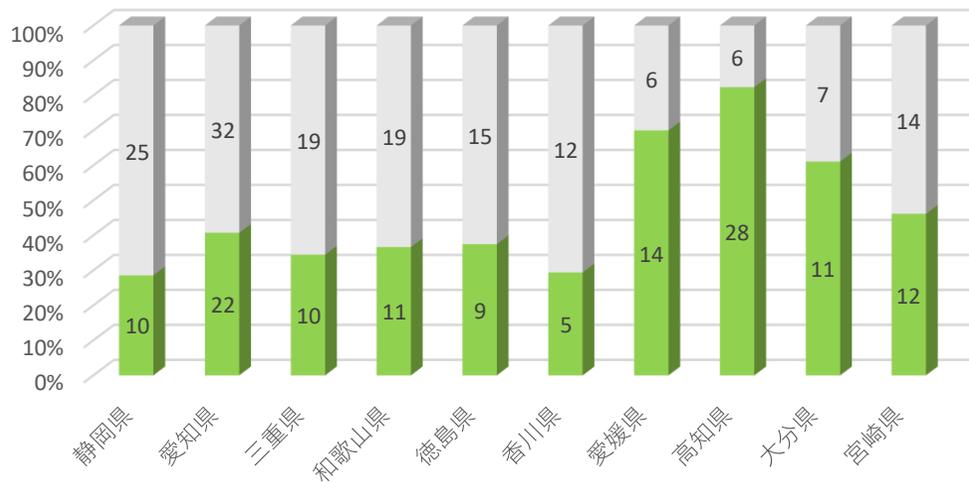
担当組織（担当者）の役割



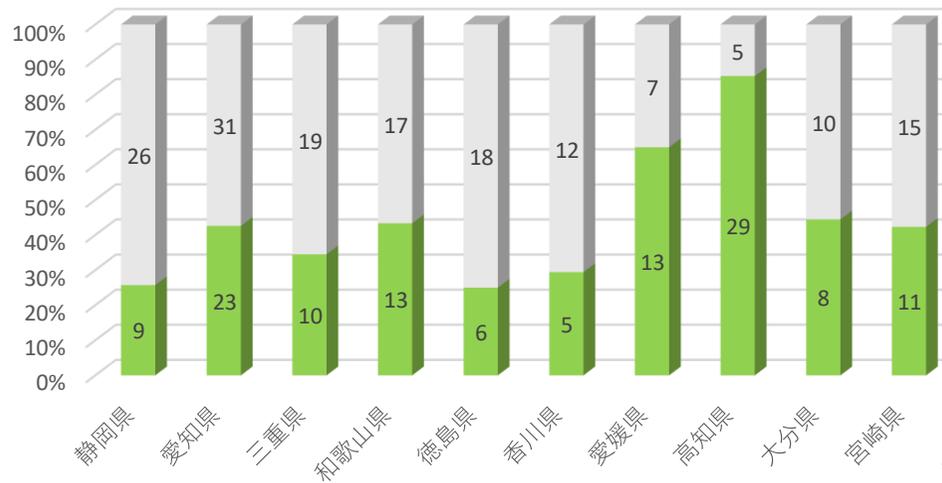
応援職員を受け入れて実施する業務の整理



執務スペースの確保



業務に必要な資機材の準備



## 4. 地域GADMの整備等の推進

# 重点受援県内の地域GADM等の役割をもつ支援体制の方向性案

- 県内における地域GADM等の役割をもつ支援体制の現状について、第1回のWGでの「応援体制及び受援体制の報告依頼」に基づき、各重点受援県より報告いただいた。

(参考) 令和3年9月の中間報告書(抄)

## 2 地域GADM等の派遣による対応の推進

- ① プッシュ型でのGADM等の派遣は速やかに行うことが求められる。当初から全国規模でGADM等の派遣を行うと時間を要する場合が多いと考えられるため、まずは被災都道府県内のGADM等(被災都道府県内で不足する場合は被災ブロック内のGADM等。以下総称して「地域GADM等」という。)を総括支援チームとして派遣することが望ましい。
- ② 初動期にプッシュ型で派遣される地域GADM等は、被災市区町村の被害状況や応急対策業務への対応状況等を確認し、どのような応援が必要かなどについて被災都道府県に伝えていく役割が求められる。被災都道府県においては、そうした情報を元に、確保調整本部に対して応援派遣の要請を行うことが想定される。今後、地域GADM等の役割を踏まえた研修が必要である。

## 1. 地域GADM等の役割を持つ支援体制の策定状況

報告内容は35頁～38頁を参照。

## 2. 方向性案

- 令和3年9月の中間報告書においては、プッシュ型でのGADM等の派遣は速やかに行うことが求められている。また、当初から全国規模でGADM等の派遣を行うと時間を要する場合が多いと考えられるため、まずは被災都道府県内のGADM等を総括支援チームとして派遣することが望ましいとされている。
- 他の重点受援県等の取組みや本WGでの意見も参考に、災害マネジメントの支援体制の構築や運用上の取扱いなど、地域GADMの役割を果たすための必要な対応については、各地域の実情を踏まえ、創意工夫を重ねながら取組みを進めていくべきではないか。特に規模の小さい被災市町村は防災職員も少なく、災害マネジメント支援が必要となる可能性が高いことにも留意が必要。

# 重点受援県内の地域GADM等の役割をもつ支援体制の方向性案

(参考) 本WGでの各構成員からの主な意見

## ○ 地域GADMの確保等について

〔 災害時に最初に市町村に赴く県職員の育成、確保というのは非常に重要かつ難しいが、そうした職員のモチベーション維持やインセンティブを持たせるための取組。 〕

本県では、知事の号令の下で、スキームを作り市町を支援していくものになっており、そのところは職員も納得している。

本県では、防災部署歴のある職員を追跡調査している。毎年、人事異動により所属等が変わるため人選作業が多く発生するが、今後も引き続き実施していく。

本県では、防災局のOB・OG制度を導入している。防災局の職員として勤務した職員は異動後5年間リストアップし、災害時に防災業務に従事する形になっている。

本県では、県内5つの地域に分け、その地域の支部単位で派遣する職員を選定している。一方で、危機管理部局で勤めた職員は、5年間は災害時に、要請に応じて市町村への派遣等に関わる形となっている。

本県では、危機管理部あるいは出先の地域局の危機管理サイドに所属した経歴を有する職員は、災害時には通常業務を離れて災害対応に当たることについてコンセンサスができていと認識している。これは大規模地震対策特別措置法に基づく、地震対策の強化地域になっているという意識が大きいのではないかと思う。

# (参考) 重点受援県における地域GADMの役割※を持つ制度整備の状況①

	静岡県（35市町村）	愛知県（54市町村）	三重県（29市町）
支援チーム	①市町情報収集要員 ②市町支援機動班	①先遣・情報収集チーム ②支援チーム	緊急派遣チーム
役割	①市町情報収集要員 ・各市町の被害情報等の収集し、防災情報共有システム等により県災対本部・方面本部へ報告 ②市町支援機動班(大きな被害が発生又は見込まれる市町に派遣) ・被害情報の収集及び支援を要する業務の確認と県災対本部、方面本部への報告 ・市町が実施する災害対応全般の支援、助言 等	①先遣・情報収集チーム ・市町村災害対策本部の活動状況等の確認業務 ・市町村災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完 ②支援チーム ・市町村が実施する災害応急活動の支援業務（市町村職員が実施する専門分野以外の業務への支援）	・被災市町における被害情報の収集及び市町の支援ニーズの把握 ・支援ニーズに基づく県災対本部との協議 ・市町災対本部活動の支援(災害救助法適用にかかる家屋被害の情報共有や相談、家屋被害認定や災害廃棄物への対応相談、自衛隊派遣要請等といった相談事を県災対本部につなぐ)
編成	①市町情報収集要員 ・各市町3名から6名を目標に増強 ②市町支援機動班 ・1班3名を基本	1市町村当たり3名体制を想定	1市町当たり1チーム(基本3名1組/総括支援員、支援員、情報連絡員)
人選	①市町情報収集要員 ・派遣先市町の近隣に居住する職員（対象/全部局）を指名 ②市町支援機動班 ・危機管理業務経験者（再任用職員を含む）及び居住地から県庁又は地域局に1時間以内に参集可能な職員（対象/全部局）を中心に指名	出先機関の職員	・総括支援員（課長級） ・支援員（課長補佐級以下） ・情報連絡員（課長補佐級以下） ※経験者、居住地等を考慮
規模	①市町情報収集要員 ・各市町3名から6名を目標に増強 ②市町支援機動班 ・45名（3名/班×15班）	規模感は決めていない。	・総括支援員58名(29市町×2名) ・支援員58名(29市町×2名) ・情報連絡員87名(29市町×3名)
GADMの役割	①市町情報収集要員…無し ②市町支援機動班…有り（県内市町に限る）	無し（情報収集が中心だが総括支援員に近い役割を果たすことも想定）	無し

※主に被害状況・応援職員ニーズの把握、災害マネジメント支援

# (参考) 重点受援県における地域GADMの役割を持つ制度整備の状況②

	和歌山県（30市町村）	徳島県（24市町村）	香川県（17市町）
支援チーム	緊急機動支援隊 （情報収集担当／連絡調整担当）	徳島県災害マネジメント総括支援員 制度	災害時市町連絡員（リエゾン）制度
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報収集担当 <ul style="list-style-type: none"> <li>各避難所を巡回し、地域の被害状況や避難所の運営状況、物資ニーズ等の情報収集</li> </ul> </li> <li>②連絡調整担当 <ul style="list-style-type: none"> <li>県災対本部と市町村災対本部との間での連絡調整の支援</li> <li>市町村が行うべき災害応急対策の支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の長への助言</li> <li>被災市町村の幹部職員との調整</li> <li>応援職員のニーズ等の把握</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先市町における被害及び対応状況等に係る情報収集</li> <li>市町の支援ニーズの把握と支援調整</li> <li>県災害対策本部等からの情報提供</li> <li>市町災害対策本部業務の活動支援</li> </ul>
編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1コ班10名体制で派遣（情報収集担当5名、連絡調整担当5名）</li> <li>1コ班にはリーダーと副リーダーを置く</li> </ul>	総括支援チーム1班5名体制で派遣（総括支援員1名、支援員4名） +リエゾン2名を派遣 ※リエゾンは総合県民局等より選定、派遣	1市町当たり2名体制で派遣 ※担当市町は事前に指定していない。
人選	本庁と一部出先機関の職員	総括支援員：課長補佐以上 支援員：職階不問	本庁の各部局から推薦された職員（原則係長級以上の職員を指定）
規模	720名 ・内訳は1コ班10名×18班（18の派遣先）×原則4週間派遣（1コ班は1週間派遣） ・任命時にあらかじめ派遣先の市町村を割当て	総括支援員：100名 支援員：356名 ※県内24市町村へ1チーム（5名）を1週間交代で1ヶ月派遣を想定	34名（17市町×2名）
GADMの役割	有り	有り	無し（危機管理担当部局の職員ではないため、市町での活動時に災害マネジメントの助言等まで求めることは困難）

# (参考) 重点受援県における地域GADMの役割を持つ制度整備の状況③

	愛媛県（20市町）	高知県（34市町村）
支援チーム	①リエゾン（愛媛県災害時情報収集職員） ②被災市町支援班	①市町村連絡員 ②市町村リエゾン
役割	①リエゾン ・派遣先市町災対本部と県災対本部の間で被害状況、支援要請等に関する連絡調整の窓口 ②被災市町支援班 ・被災市町からの支援要請を確認・分析し、県災対本部内各対策部との連絡調整や支援の手配など、被災市町との一元的な窓口 ・状況に応じて市町の各業務のマネジメント補佐を実施	①市町村連絡員 以下の情報等の県災対本部への報告（支部へも共有） ・各市町村での人的・物的被害等の状況 ・市町村対本部会議への参加（情報収集等） ・市町村災対本部からの支援ニーズ等の聞き取り 県災対本部と市町村災対本部の窓口 県総合防災情報システムへの入力支援（代理入力） ②市町村リエゾン ・市町村災対本部へ参画し、必要に応じ助言等を実施 ・市町村災対本部のニーズの把握と実施するための支援調整
編成	①リエゾン ・1班2名体制で1市町当たり2班（計4名）で派遣 ・大規模災害時には上記に加え本庁リエゾンを派遣 ②被災市町支援班 ・必要な分野（部局）から職員を選抜	①市町村連絡員 ・1市町村当たり2名 ②市町村リエゾン ・被害状況や応援派遣ニーズにより派遣人数を決定
人選	①愛媛県リエゾン ・地方局・支局管理職等（1名は管理職） ・大規模災害時の本庁リエゾンは本庁管理職（主幹級を基本） ②被災市町支援班 ・班長は「局長級」、班員は「主幹級」を基本	①市町村連絡員 支部管内の出先事務所等から支部長が選任 ②市町村リエゾン 支部管内の出先事務所等の補佐・次長級職員から支部長が選任（支部管内での選任が困難な場合は県災対本部へ人員確保の調整を依頼）
規模	①愛媛県リエゾン （地方局（地方機関）所属） 20市町×4名指名/1市町=80名を事前指名 本庁は事前指名なく災害規模に応じて指名 ②被災市町支援班 災害規模に応じて選定等を行うため未定（災害規模に応じて柔軟に対応するため、予め指名するなどの規模感を決めていない。）	①市町村連絡員 各市町村×2名（別途交代要員2～4名を事前指定） ②市町村リエゾン 災害規模に応じて選定等を行うため未定（災害規模に応じて柔軟に対応するため、予め指名するなどの規模感を決めていない。）
GADMの役割	原則有り。ただし、①災害時情報収集職員は被害情報収集に特化 ②被災市町支援班はマネジメントも含め支援	①GADMの役割なし（主に情報収集や連絡窓口業務であるため） ②GADMの役割あり（市町村への助言や幹部職員との調整等）

# (参考) 重点受援県における地域GADMの役割を持つ制度整備の状況④

	大分県（18市町村）	宮崎県（26市町村）
支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報連絡員</li> <li>②災害時緊急支援隊</li> </ul>	<p>情報連絡員（リエゾン）</p>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報連絡員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災対本部会議等への出席</li> <li>・派遣先市町村の被害情報等の報告</li> <li>・県が把握する情報の市町村への積極的な提供</li> </ul> </li> <li>②災害時緊急支援隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先市町村の被害情報等の把握、報告</li> <li>・県災害対策本部の現地連絡窓口</li> <li>・市町村の災害対応業務の支援 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先の被害状況や要望事項を収集し、県災対本部等に報告</li> <li>・人的・住家屋・市町村庁舎の被害状況</li> <li>・避難所情報（避難者世帯、避難者数）</li> <li>・市町村の避難勧告・避難指示の発令状況</li> <li>・市町村における行政機能の確保状況</li> <li>・県に対する支援要請に繋がる情報</li> <li>・市町村災対本部会議の内容 等</li> </ul>
編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報連絡員 1市町村当たり2名体制で派遣</li> <li>②災害時緊急支援隊 1隊5名を基本（班長、副班長、支援隊要員）</li> </ul>	<p>1市町村当たり2名体制で派遣（派遣期間は原則1日）</p>
人選	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報連絡員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班1名は原則として係長級以上</li> <li>・災害対応経験、居住地等を考慮</li> </ul> </li> <li>②災害時緊急支援隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・班長は課長補佐級・係長級から選定</li> <li>・災害対応経験、出身・勤務経験等を考慮</li> </ul> </li> </ul>	<p>地方支部から1名、危機管理局又は危機管理局経験者から1名</p>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報連絡員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・152名</li> </ul> </li> <li>②災害時緊急支援隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・160名（1班5名×32班）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡員52名（26市町村×2名）</li> </ul>
GADMの役割	<p>無し（被害状況・応援職員のニーズの把握は実施しているが、GADMのような災害マネジメント支援の機能は有していない状況。）</p>	<p>無し</p>

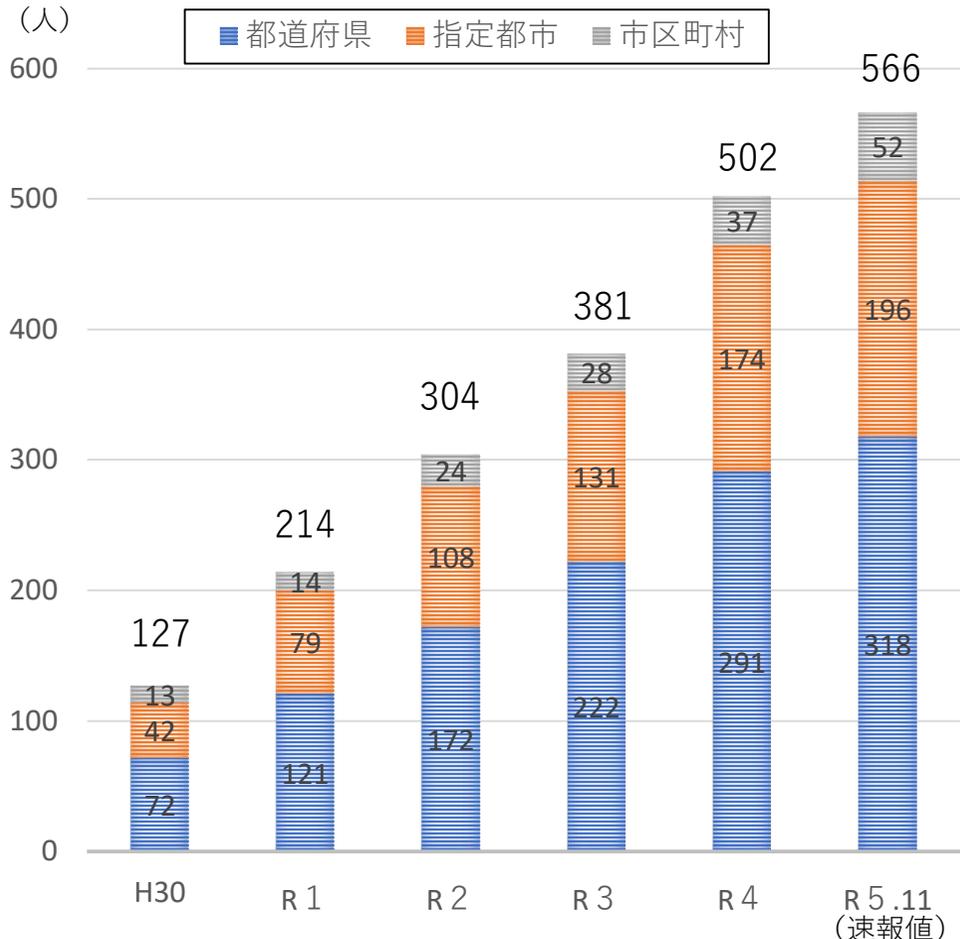
# 5. 災害マネジメント 総括支援員制度の推進

# 災害マネジメント総括支援員の登録状況

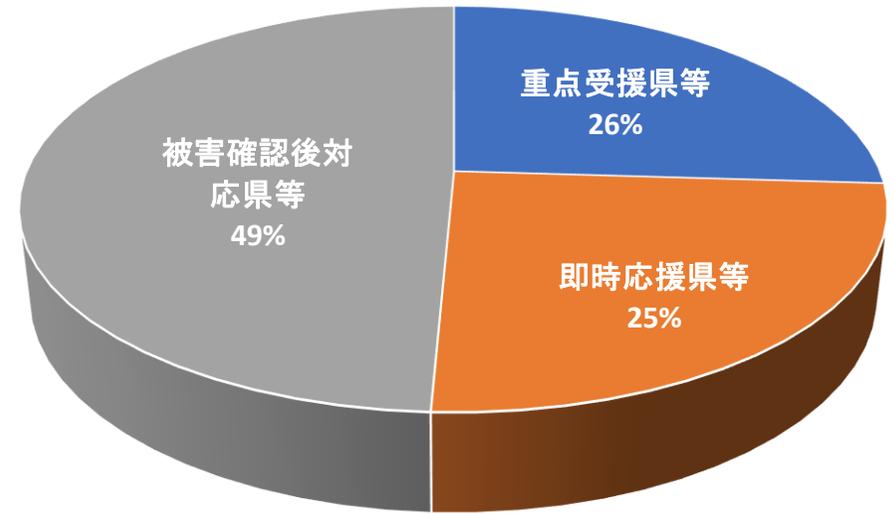
○ 災害マネジメント総括支援員の登録状況は令和5年11月時点の速報値で566名。  
即時応援県内は140名、被害確認後対応県内は279名、重点受援県内は147名。

## ○ 災害マネジメント総括支援員の登録状況

### 団体区分別



### 応援・受援別の状況



区分	即時応援県内	被害確認後対応県内	重点受援県内
都道府県※	104名(18団体)	128名(19団体)	138名(10団体)
指定都市	36名(4団体)	151名(13団体)	9名(2団体)
計	140名(22団体)	279名(32団体)	147名(12団体)

※都道府県の人数には管内の指定都市を除く市区町村を含む。

注) 令和5年11月時点で登録者数が0名の団体は上記団体数に不算入

# 即時応援県及び被害確認後応援県内の災害マネジメント総括支援員の状況

## ○ 災害マネジメント総括支援員の登録人数

(令和5年11月時点の速報値)

### 【即時応援県内】

区分	災害マネジメント総括支援員（人）	
	道県	その他の市区町村
北海道	4	1
青森県	8	
岩手県	2	2
宮城県	8	2
秋田県	7	2
山形県	9	
福島県	15	3
栃木県	4	
群馬県	8	
埼玉県	5	
新潟県	10	1
富山県	6	
石川県	1	
福井県	2	
鳥取県	4	
島根県	4	
佐賀県	3	
長崎県	4	
札幌市	5	
仙台市	9	
さいたま市	18	
新潟市	4	

平均で6名程度  
ただし、個別にみると、  
・最も多いのは18名  
・最も少ないのは1名

### 【被害確認後対応県内】

区分	災害マネジメント総括支援員（人）	
	都府県	その他の市区町村
茨城県	6	2
千葉県	12	5
東京都	6	1
神奈川県	3	1
山梨県	10	
長野県	4	1
岐阜県	9	
滋賀県	4	1
京都府	3	
大阪府	7	4
兵庫県	5	1
奈良県	4	1
岡山県	11	2
広島県	7	
山口県	3	
福岡県	5	3
熊本県	21	2
鹿児島県	4	1
沖縄県	4	1
千葉市	4	
横浜市	18	
川崎市	7	
相模原市	10	
京都市	5	
大阪市	3	
堺市	9	
神戸市	21	
岡山市	12	
広島市	4	
北九州市	16	
福岡市	12	
熊本市	30	

平均で9名程度  
ただし、個別にみると、  
・最も多いのは30名  
・最も少ないのは3名

# 重点受援県内の災害マネジメント支援体制の状況

## ○ 重点受援県内の災害マネジメント支援体制の状況

(令和5年11月時点の速報値)

区分	地域GADMによる マネジメント支援※		一般市町村 数	災害マネジメント総括支援員数の状況 (人)		
	有/無	規模感 (第1陣)			県	その他の 市区町村
静岡県	有り	15班体制	33	21	21	-
愛知県	無し	-	53	13	12	1
三重県	無し	-	29	5	4	1
和歌山県	有り	18班体制	30	8	6	2
徳島県	有り	24班体制	24	24	23	1
香川県	無し	-	17	4	2	2
愛媛県	有り	未定	20	19	13	6
高知県	有り	未定	34	11	10	1
大分県	無し	-	18	15	15	-
宮崎県	無し	-	26	18	17	1
静岡市	-	-	-	0		
浜松市	-	-	-	2		
名古屋市	-	-	-	7		

田原市

いなべ市

田辺市

鳴門市

高松市

松山市,今治市,西条市,西予市

香南市

門川町

※ 詳細については、P35～38の「重点受援県における地域GADMの役割」を持つ制度整備の状況を参照。

# 災害マネジメント総括支援員等の確保に向けた取組みについて

## 「令和5年度における災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について（依頼）」 令和5年3月28日付 総行派第12号

- 災害対応に関する知見を有する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（以下「総括支援員等」という。）の確保・育成は、自団体の災害対応力の強化にもつながるものであり、以下の留意事項を踏まえ、各地方公共団体に対し、積極的な推薦をいただくよう依頼。

### 推薦人数等に関する留意事項

#### ○ 南海トラフ地震等に備えた総括支援員等の確保

南海トラフ地震や首都直下地震等大規模災害発生時に、総括支援員を1週間交代で1か月（4週）間派遣するとなると、1,000人規模の確保が必要とされています。

#### ○ 継続的な応援のための総括支援員等の確保

大規模災害時に1か月程度継続して災害マネジメント支援を実施できる体制を確保するためには、各都道府県及び指定都市において少なくとも総括支援チーム 4チーム分の総括支援員等を確保する必要があります。

- ・災害マネジメント総括支援員：4名    ・災害マネジメント支援員：8名

#### 【総括支援チームの構築イメージ】

災害マネジメント総括支援員 ※	(1名)
災害マネジメント支援員 ※	(1~2名)
連絡調整要員	(1~2名)

#### ○ 市町村における職員の積極的な推薦

本制度の支援対象は市区町村であることから、都道府県職員と一体となって派遣される市区町村職員の存在は重要です。一方、令和4年度末における市区町村職員の登録は、

- ・災害マネジメント総括支援員 37名    ・災害マネジメント支援員 131名  
にとどまっています。

## 推薦する職員の属性等に関する留意事項

### ○ 災害対応に知見を有する職員の推薦・登録の継続

災害時の対応経験を有する職員や防災関連研修を受講した職員など、災害対応に関する知見を身につけた職員の知見は、災害マネジメント支援を円滑に行うために極めて有用です。また、登録職員が人事異動により防災担当部を離れた場合であっても、大規模災害時には全庁横断的な対応が求められるため、職員の継続的育成が必要です。

### ○ 避難所運営等に不可欠な女性職員の積極的な推薦

災害対応に当たっては、例えば、避難所運営への女性の参画、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、男女別のトイレの設置等女性の視点を踏まえた取組が不可欠です。

## 推薦から登録までの流れ

推薦書  
を提出



研修  
を受講



登録

### 【災害マネジメント総括支援員】

- ・ 推薦の対象は地方公共団体の職員等
- ・ 推薦の基準は以下の①～③のいずれにも該当するもの
  - ①災害対応に関する知見を有する者
  - ②地方公共団体における管理職の経験を有する者 若しくは所属の管理運営に携わる職員
  - ③地方公共団体において5年以上の勤務経験を有する者

### 【災害マネジメント支援員】

- ・ 推薦の対象は地方公共団体の職員等
- ・ 推薦の基準は以下の①～③のいずれかに該当するもの
  - ①避難所運営業務に関する知見を有する者
  - ②罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
  - ③その他災害対応業務に関する知見を有する者

# 災害マネジメント総括支援員（GADM）等に対する研修①

## ○ 災害マネジメント総括支援員等Web研修

- ・開催日時：通年開催（6月以降配信開始）
- ・対象者：災害マネジメント総括支援員等被推薦者（必須）  
既存登録者（推奨）
- ・概要：**受講が災害マネジメント総括支援員等の登録要件となる研修**  
災害関連の基本制度や応援派遣事例など、  
**応援職員に求められる基礎知識等に関する講義**を  
Web上での**動画配信**で実施

### ・主な研修内容

- （1）応急対策職員派遣制度
- （2）活動上の留意点
- （3）災害マネジメント支援に必要な知識
  - ①災害対応の全体像
  - ②災害救助法
  - ③避難所運営
  - ④罹災証明書の交付
  - ⑤災害廃棄物処理 等
- （4）被災自治体への応援経験者からの講話
- （5）振り返り演習

## ○ 集合研修

- ・開催日時：10月・11月頃（計2回実施）
- ・対象者：災害マネジメント総括支援員等
- ・概要：**Web研修のフォローアップとなる研修**  
有識者や応援派遣経験者の講演の後、Web研修の内容について、グループディスカッションなど**討議型の研修**を実施し、**Web研修の理解促進**と、GADM等の「**顔の見える関係**」構築を目指す

【討議の様様】



【応援派遣経験者の講演】



# 災害マネジメント総括支援員(GADM)等に対する研修②

## ○ 被災地研修（災害対応能力のさらなる向上に向けた研修）

- ・開催期間：出水期前（5月頃）
- ・開催地：令和4年度 熊本県人吉市・球磨村（令和2年7月豪雨被災地）  
令和5年度 岡山県倉敷市真備地区（平成30年7月豪雨被災地） 令和6年度に向けても企画
- ・対象者：災害マネジメント総括支援員
- ・概要：
  - ・ 災害マネジメント総括支援員の育成・強化に向けた研修
  - ・ 過去の被災地協力のもと、現地を視察し、発災時に生じた事例を学ぶとともに、当時の応援団体・被災自治体職員からの経験共有や討議型の研修を実施
  - ・ 災害対応の理解促進とGADMの「顔の見える関係」構築を目指す

【（参考）令和4年度被災地研修（熊本県人吉市・球磨村）の様相】

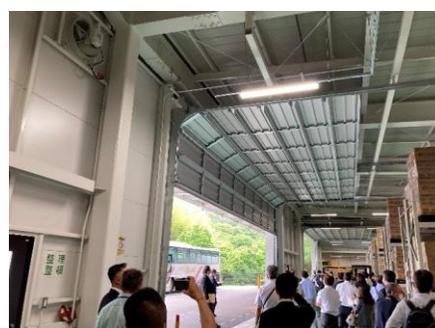
【（参考）令和5年度被災地研修（岡山県倉敷市）の様相】



人吉市長からの被災状況説明



応援GADMによる  
経験・課題の共有



被災経験を踏まえた  
防災倉庫の説明



当時の避難所設置場所での  
職員からの説明



球磨川氾濫の対応に当たった  
職員から説明



被災住民からの説明



顔の見える関係を作る  
班別討議



パネルディスカッションにより  
研修を総括

# 災害マネジメント支援の推進の方向性（案）

- 南海トラフ地震の特徴（例：被災範囲が広範囲、通信障害の可能性、死傷者の想定が多数）を踏まえ、被災市町村に対する災害マネジメント支援は重要。重点受援県や総務省における現状の取組を踏まえ、さらに取組を推進していくことが求められるのではないか。

## 災害マネジメントの支援体制の充実

GADMの登録者数は増加傾向だが、登録者数及び地域GADMの現状を踏まえると、支援体制が十分とまでは言えないのではないか。

- (1) 重点受援県における地域GADM等の体制充実（重県）  
⇒各地域の実情に応じた災害マネジメント支援体制の構築
- (2) 受入れ体制の整備（重県）  
⇒市町村における実効性のある受援計画等の整備推進
- (3) 即時応援県等及び市町村職員における災害マネジメント支援体制の強化（総）  
⇒災害マネジメント総括支援員等の登録促進等

## 災害マネジメント総括支援員の育成

個別に見ると災害対応に関する知見や災害経験等は様々であり、これまでの研修はもとより、新たに育成していくための取組が必要ではないか。

- (1) 災害マネジメントに関する知見共有（総）  
⇒ハンドブック等のマニュアル作成
- (2) 災害対応経験の確保（県）  
⇒例えば、総括支援チームへの市町村職員等GADMの参加の呼びかけや県内応援を含む、他団体支援における積極的な職員派遣
- (3) 顔の見える関係構築（総）  
⇒組合せとなった重点受援県内での訓練や研修への参加等